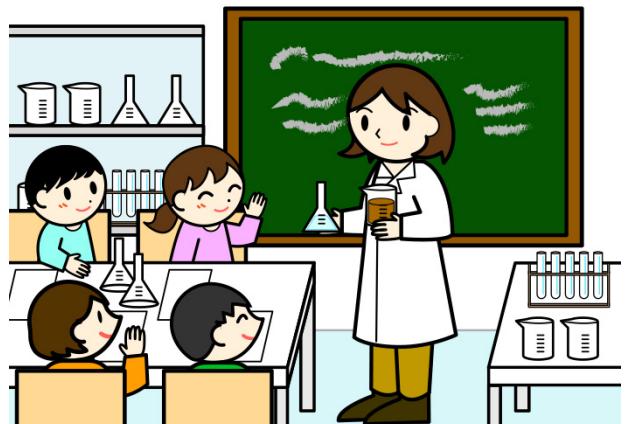


愛知県環境学習等行動計画

—環境面で持続可能な社会を支える人づくり—



平成25年2月

はじめに

私たちは、多くの環境の恵みに支えられて暮らしています。しかし、私たちの活動が環境に影響を与え、地球温暖化、生物多様性の喪失といった地球規模の問題から、身近な廃棄物の問題に至るまで、様々な問題を引き起こしています。環境問題は、私たちの暮らしや経済・社会と密接に関わっており、環境問題を解決するためには、問題の本質や取組の方法を自ら考え、解決する能力を身に付け、何よりも行動に結びつけていく環境学習が不可欠です。

このため、愛知県では、愛知県環境学習基本方針（2005年（平成17年）1月策定）に基づき、これまで、環境学習指導者の育成、環境学習講座の実施など様々な取組を進めてきました。

一方で、愛知県では、2005年（平成17年）に愛知万博、2010年（平成22年）に生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）が開催され、こうした国際的なイベントや会議が契機となって、県民の環境に対する意識は高まり、環境NPOの活動が活発になりました。

そして、2014年（平成26年）11月には「ESDに関するユネスコ世界会議」が開催されます。ESD（持続発展教育）の主要テーマの一つが環境学習・環境教育です。愛知県は、世界会議の開催地として、持続可能な社会を目指して、自ら進んで環境問題に取り組む人づくりを進めています。

こうした背景を踏まえ、環境学習等の取組をさらに進めるため、新たに「愛知県環境学習等行動計画」を策定いたしました。この行動計画では、社会や学校等においてすべての方がそれぞれの特性に応じて環境学習等に取り組んでいただけるよう、県民・事業者・NPO・行政・学校等、主体ごとに施策を盛り込みました。また、各主体が連携・協働して環境学習等を推進できるよう連携・協働機能の充実を図るための施策も盛り込んでいます。

今後は、この計画の下、環境学習等を推進し、「環境首都あいち」として評価されるにふさわしい、「環境面で持続可能な社会を支える人づくり」に全力を挙げて取り組んでまいります。皆様の一層のご理解とご協力を賜りますよう心からお願い申し上げます。



平成25年2月

愛知県知事
大村秀章

目 次

第1章 行動計画の基本的事項	1
1 計画策定の背景.....	1
2 計画の目的等 ～目指す愛知の姿と求められる人間像～.....	2
3 計画の期間.....	3
第2章 現状の課題と対応	4
1 現状の課題.....	4
2 対応について.....	7
第3章 各主体の役割と3つの柱からなる施策の展開	10
1 社会における環境学習の推進.....	11
2 学校等における環境教育の推進.....	22
3 連携・協働の強化.....	28
第4章 推進体制及び進捗状況の把握等	33
1 推進体制.....	33
2 目標の設定.....	33
3 進捗状況の把握等.....	33
別紙	
1 社会におけるE S Dとして県民が身につけることを目指す概念と能力等.....	34
2 学校等におけるE S Dとして児童生徒が身につけることを目指す能力・技能.....	35
参考	
4つの学びの段階における具体的な取組	
1 出あい、気づきあう.....	37
2 学びあう.....	41
3 活かしあう.....	46
4 つながりあう.....	48
資料	
1 愛知県環境学習等行動計画の概要.....	51
2 愛知県環境学習等行動計画の策定経過.....	52
3 愛知県環境教育等推進協議会開催要領.....	53

第1章 行動計画の基本的事項

この章では、「行動計画」における「基本的事項（背景・目的・期間）」について説明します。

1 計画策定の背景

私たちの周りにある環境問題は、生活型公害や廃棄物処理問題など生活に密接に関係したものに加え、地球温暖化や生物多様性などの地球環境の問題に至るまで、複雑かつ多岐にわたっています。しかも、こうした問題はいずれも、私たちの暮らしや社会経済活動と強くつながっていることから、その解決には、私たち一人ひとりが、環境について理解を深め、環境問題を取り組むことが必要です。

環境問題の解決に向け、自ら行動する人材を育成するため、本県は、2005年（平成17年）1月に、「愛知県環境学習基本方針」を策定し、4つの学びの段階（「出あい、気づきあう」、「学びあう」、「活かしあう」、「つながりあう」）を踏まえた環境学習を進めるとともに、人づくり、プログラムづくり、ネットワークづくりといった取組を推進し、県民、事業者、NPO、市町村等の様々な主体が互いに自主性を尊重しつつ、協働しながら持続可能な社会づくりに取り組んできました。

この間、国においては、2006年（平成18年）に「教育基本法」が改正され、教育の目標に「環境の保全に寄与する態度を養うこと」が追加されました。2007年（平成19年）には「学校教育法」が同様に改正され、これらに則した「新学習指導要領」が2011年（平成23年）に小学校へ、2012年（平成24年）に中学校へ導入され、2013年（平成25年）には高等学校へも導入されます。

また、2011年（平成23年）6月には「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」の改正法である「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」（以下、「環境教育等促進法」という。）が公布され、国の環境学習の基本理念が充実されるとともに、協働取組の重要性が強く示されるなど大きな変革がありました。2012年（平成24年）6月には環境教育等促進法第7条に基づく国的基本方針（以下、「国基本方針」という。）が定められ、同年10月に環境教育等促進法が完全施行されました。

また、2011年（平成23年）3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震や、これに伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故による甚大な被害や広範囲で長期的な環境への影響は、国民の間に大きな価値観や意識の変化をもたらし、安全や安心への関心を高めさせるとともに、人と人とのつながりや、地域とのつながりの重要性、そして社会への貢献の必要性を強く意識させることとなりました。

一方、本県では、環境をテーマとした2つの国際的な事業「2005年日本国際博覧会（愛知万博）」と「生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）」がそれぞれ2005年（平成17年）と2010年（平成22年）に開催されました。

自然の叡智をテーマとした愛知万博を契機として、自然との共生や環境技術に対する県民の

関心が高まり、県民ボランティアや環境N P Oの活動なども活発になりました。「C O P10」の開催にあたっては、こうした愛知万博で培われた県民ボランティアやN P Oの活動が十分に発揮され、県民の環境意識が一層高まり会議を成功に導きました。

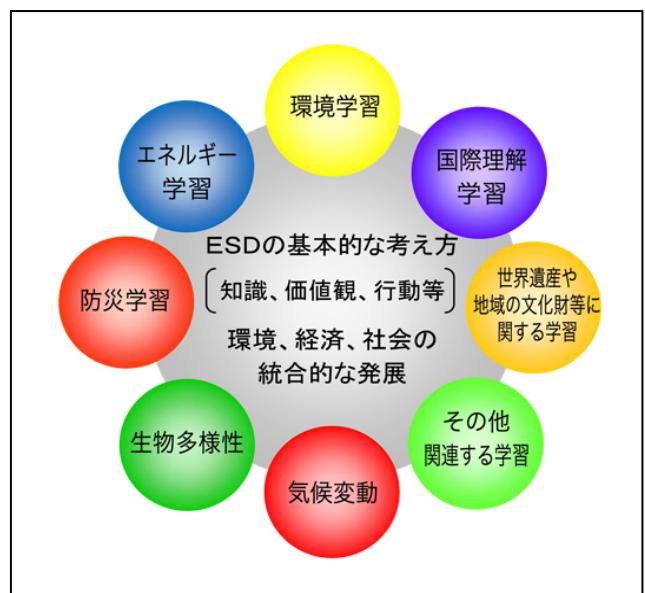
そして、2014年（平成26年）11月には「E S D*に関するユネスコ世界会議」が本県で開催されることになり、環境首都あいちを目指す本県として、環境学習をより一層推進する絶好の契機となっています。

環境学習や環境保全活動を推進するためには、こうした諸情勢を適切に勘案し、環境問題への取組を一過性に終わらせず、それぞれの主体が意識を高めるとともに、より発展した取組を行うことが求められています。

* E S Dは Education for Sustainable Development の略で、「持続可能な開発のための教育」と訳されます。これは、環境、貧困、人権、平和、開発といった、現代社会の様々な課題を自らの問題ととらえ、身近なところから取り組むことにより、それらの課題の解決につながる新たな価値観や行動を生み出すこと、そして、それにより持続可能な社会を創造していくことを目指す学習や活動のことです。

ユネスコを推進機関として、世界中でE S Dをもとにした人づくりを積極的に推進する強化期間（2005年（平成17年）から2014年（平成26年）までの10年間）を「国連E S Dの10年」といい、この間の活動を振り返り、2014年以降の方策についての議論を行う「E S Dに関するユネスコ世界会議」が2014年11月に愛知・名古屋で開催されます。

図1 E S Dの概念図



出典)「ユネスコスクールと持続発展教育」(日本ユネスコ国内委員会)

2 計画の目的等～目指す愛知の姿と求められる人間像～

本県は、脱地球温暖化、資源循環及び自然共生といった取組が進み、県民が将来にわたり安全・安心して暮らせる環境と、経済と社会が調和した持続可能な社会を目指します。

この持続可能な社会の形成には、「自らが持続可能な社会づくりに関する高い意識を身につけ、自らの価値観により意思を決定し、行動を変革していくことができる人」、環境保全を推進していく観点から言うと、「環境面で持続可能な社会を支える人材」が求められます。

この「愛知県環境学習等行動計画」は、こうした「環境面で持続可能な社会を支える人材を育成する」ことを目的とし、「環境教育等促進法」の第8条に基づき、「国基本方針」を勘案した「環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する行動計画」と

して、同法第8条の2に定める「**愛知県環境教育等推進協議会**」※の協議を経て策定したもので
す。

また、この計画は各主体が環境学習等の取組を実施する際の指針となるものです。
なお、この計画の策定に伴い、「**愛知県環境学習基本方針**」を廃止します。

※ 「愛知県環境教育等推進協議会」は、本県の「自然的・社会的条件に応じた環境保全活動、環境保全の意
欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する行動計画」の策定に関する協議及び実施に関わる
連絡調整を行うとともに、行動計画を相協力して推進するために、県、市町村、県教育委員会、学校教
育及び社会教育関係者、県民、事業者、NPO、学識経験者で構成された組織です。

3 計画の期間

本計画は、2013年（平成25年）度から2017年（平成29年）度までの5年間に実施すべき、
環境学習等に関する取組の方向性を示します。

第2章 現状の課題と対応

この章では過去の問題点を踏まえ、現在の現状と課題を集約し、その対応について説明します。

1 現状の課題

本県は、2005年（平成17年）に「愛知県環境学習基本方針」（以下、「県基本方針」という。）を策定しましたが、「県基本方針」では以下の6つの問題点を抽出し、これらを解決するため、「出あい・気づきあう」、「学びあう」、「活かしあう」、「つながりあう」という4つの学びの段階を踏まえた環境学習を推進してまいりました。

- ①第一歩を踏み出す標準的な環境学習プログラムの整備が不十分
- ②環境学習を総合的・体系的に進めるための環境学習プログラムや環境学習施設等が不十分
- ③環境学習を指導する人材や連携・協働を担う人材、環境学習プログラムを開発・実施する人材が不足
- ④県民一人ひとりの環境に対する意欲が自発的な環境保全活動に結びついていない
- ⑤県民、事業者、NPO、行政等の活動主体間の連携と協働が不十分
- ⑥異なる地域・立場の人々の情報交流が不十分

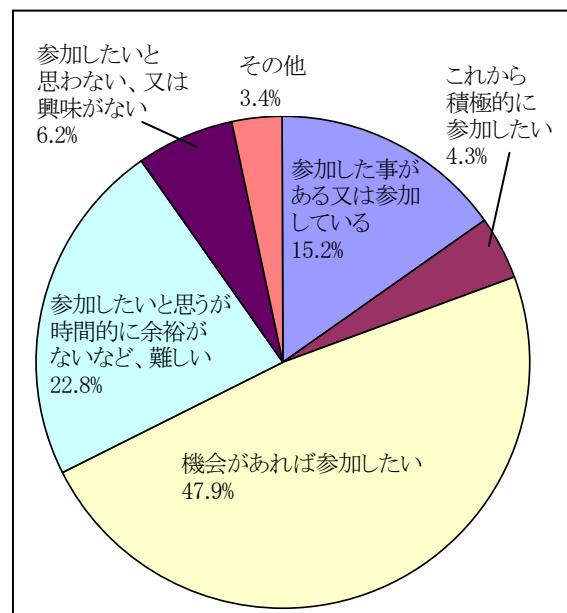
<継続的・発展的な環境学習の推進>

こうした取組の結果、現在、「①第一歩を踏み出す標準的な環境学習プログラムの整備が不十分」や「②環境学習を総合的・体系的に進めるための環境学習プログラムや環境学習施設等が不十分」については、環境学習プログラムの提供や環境学習施設の設置が進み、一定の改善が図られたものと考えられます。

③のうち、「連携・協働を担う人材」について依然として不足している状況にありますが、「環境学習を指導する人材、環境学習プログラムを開発・実施する人材が不足」については、多様な指導者により県内各地で環境学習が行われるようになり、指導者やプログラムを開発する人材も増えており、一定の改善が図られたものと考えられます。

「④県民一人ひとりの環境に対する意欲が自発的な環境保全活動に結びついていない」については、本県が、2011年（平成23年）度に実施した県政モニター調査によると、環境学

図2 環境学習や自然環境保全への参加・意欲について



出典)「平成23年度県政モニター調査報告書」
注：四捨五入の関係で合計が100%になっていません

習・自然環境保全活動に「参加した、参加している、参加したい」と行動に意欲的な回答をした人は、90.2%と高いものの、このうち、実際に「参加したことがある、または参加している」と回答した人は15.2%と低い結果となっており、改善が進んでいません。

このため、①から③で得られたプログラムや人材等を活用し、各主体が単発的に実施している環境学習を継続的なものとともに、体験学習など実感を伴う環境学習を充実するなどして、実際の行動に結びつくような、より発展的な環境学習を推進していく必要があります。また、こうした環境学習の開催状況についての十分な情報提供も必要です。

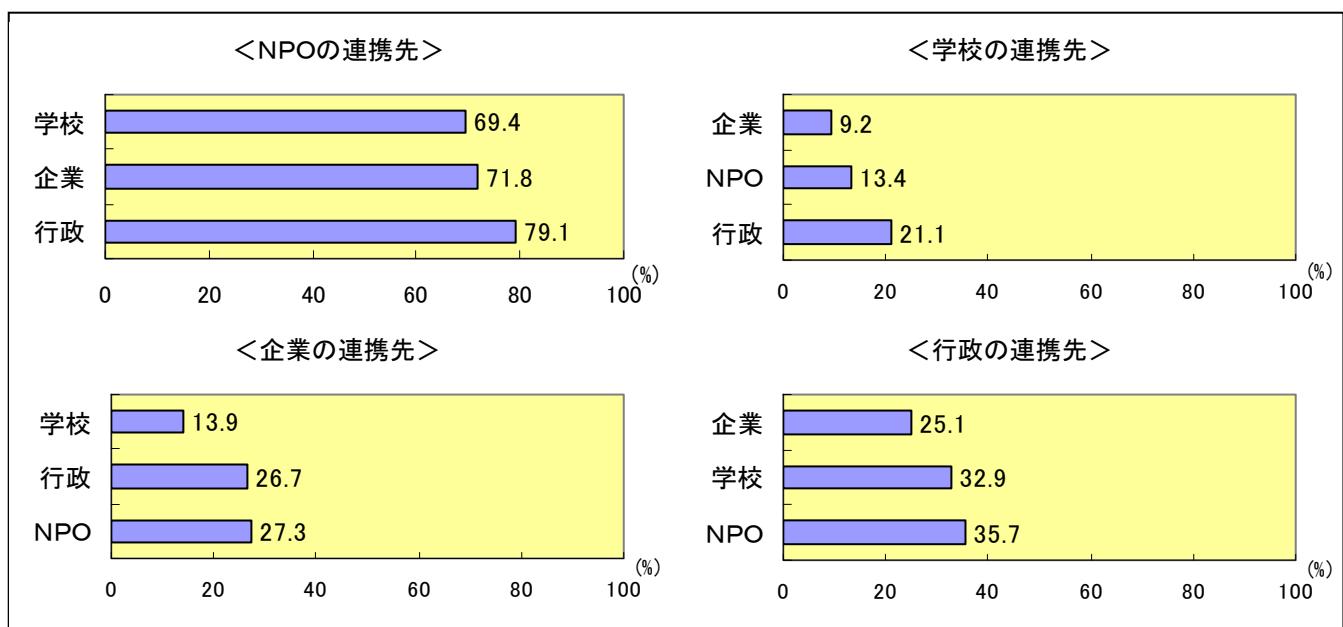
以上のことから、①から④については一定の成果が図られたものもありますが、全体としては継続的・発展的な環境学習を推進することが必要です。

<連携・協働取組の強化>

「⑤活動主体間の連携・協働が不十分」、「⑥情報交流の不十分」については、2012年（平成24年）3月に環境省が公表した全国調査結果である「平成23年度環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律の全面施行に向けた調査結果報告書」及び「平成23年度環境教育等促進法の基本方針改定に関する自治体向けアンケート構築、分析業務報告書」によると、NPOの連携先は、79.1%が行政、71.8%が企業、69.4%が学校とすべての主体との連携・協働が高くなっています。一方、NPO以外では、学校の連携先は行政（21.1%）、企業ではNPO（27.3%、企業間を除く）、行政ではNPO（35.7%）が最も高い割合であることから、NPOを除いて、全国的に各主体間の連携・協働が十分には進んでいない状況にあります。

また、行政における環境教育施策の実施にあたって、自治体内の環境部局と教育部局（教育委員会）の間で連携調整が行われているのは46.4%（県内市町村のみで集計した場合は48.1%）と低い状況にあります。

図3 各主体の連携先



出典)「平成23年度環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律の全面施行に向けた調査結果報告書」、「平成23年度環境教育等促進法の基本方針改定に関する自治体向けアンケート構築、分析業務報告書」(環境省)をもとに作成

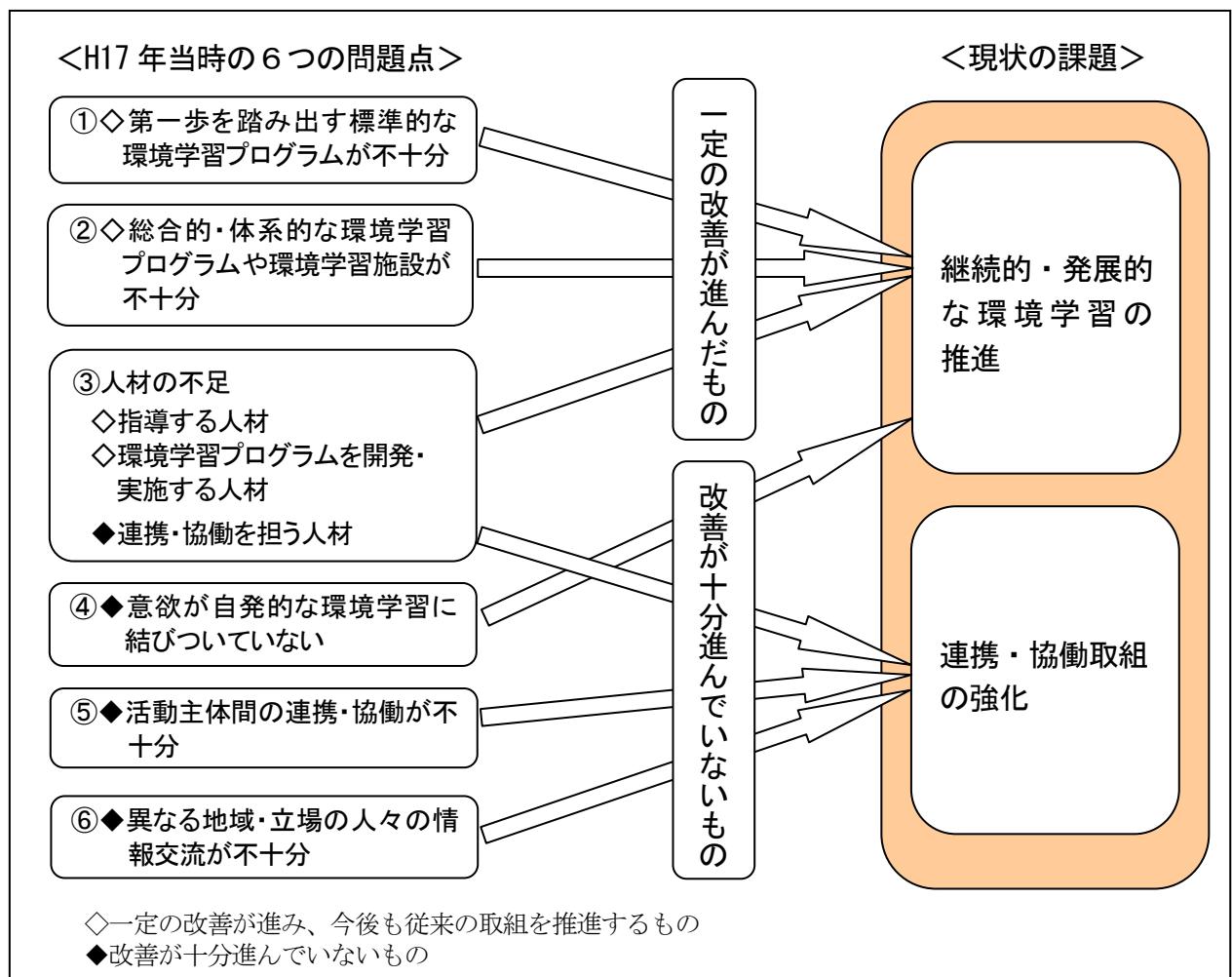
このため⑤、⑥については、③のうちの連携・協働を担う人材不足の問題点とともに、連携・協働取組を強化していくことが必要です。

以上のことと踏まえ、環境学習の現状を一言で表現すると、各主体がそれぞれ環境学習を単発的に実施しており、あまり広がりがない、と言えます。これに対しては効果的な情報提供を行うとともに、継続的・発展的な環境学習の仕組みを構築し、具体的な環境保全活動に結びつくような学習を実施することが必要となります。そして、こうした学習をより充実するために連携・協働の取組が必要となります。

この結果、現時点での取り組むべき課題は以下の2つと整理しました。

- ①継続的・発展的な環境学習の推進
- ②連携・協働取組の強化

図4 6つの問題点と現状の課題



2 対応について

(1) 課題に対する対応

①継続的・発展的な環境学習の推進

現在、環境学習は、幼稚園・保育所・認定こども園から大学等に至るまでの様々な学校等（以下、「学校等」という。）と家庭・地域・職場等の社会の2つにおいて実施されています。

この2つにおいて継続的・発展的な環境学習を推進するためには、県民、事業者、NPO、行政、学校等の各主体が、それぞれの役割を認識しながら、従来の取組の成果である各種の環境学習プログラムや指導者などの人材を組み合わせて活用したり、他の主体の優良取組を導入したりするなどして、より継続的で発展的な環境学習へと進化していくことが必要です。

一方、環境学習は、知識の習得だけではなく、具体的な行動に結びつけることが重要ですが、知識や解決方法は理解しても、実際に行動に移せないことがあります。

自然体験、社会体験、生活体験など、実体験を通じた様々な環境学習を取り入れることは、知識を活かした自発的な行動へと導くことができ、さらに、身近な地域における課題を題材として、体験学習は一層効果的となります。

これは、自分が生活する地域に対する関心や愛着が、自発的な行動へと意識を誘導する効果があることと、身近な課題は、家庭の中で共有することができ、さらには町内会などの地域的な活動に広がり、地域社会をあげた活動へと展開することも期待できるからです。

こうしたことから、自発的に行動に移せるようにするために、社会と学校等それぞれの主体に対して「体験学習の充実」を図るとともに、環境学習講座の開催状況や講師、学習教材等の様々な情報を広く提供することで環境学習への参加を促します。

②連携・協働取組の強化

環境問題は、日々の暮らしや社会と深い関わりがあることから、県民、事業者、NPO、行政、学校等などの様々な主体が、相互に連携・協働して地域社会全体で環境学習に取り組むことが必要です。また、各主体が相互に連携・協働することで、継続的・発展的な環境学習をより効果的に進めることができます。

そのためには、連携・協働を円滑にするためのガイドラインづくりと、各主体間をつなぐための調整する人の設置、こうした人材の育成、連携・協働するため交流の場の提供など連携・協働に向けた機能が必要です。

(ア) 協働取組のガイドラインづくり

連携・協働を進めるためには、各主体がそれぞれ自らの情報を公開・発信することにより、お互いの活動を理解し、対等な立場で適切な役割分担のもと活動することが重要です。そのため、こうした連携・協働を円滑にするためのガイドラインづくりが必要です。

(イ) 連携・協働機能の充実

環境保全について異なる認識を持つ様々な主体間が連携・協働を促進したり、ネットワ

一クをつくりたりするためには、各主体の間を調整するコーディネーターを設置するとともに、コーディネーターの育成、交流の場の提供、連携・協働取組の実施例など連携・協働を進めるうえで必要となる情報の発信といった、連携・協働を促す機能を充実していくことが必要です。

(2) 課題の対応にあたっての留意点

現代の環境問題は、様々な原因が複雑に絡み合っており、その全体像を理解し、解決に向けて主体的に取り組んでいく人を育成するためには、自分が身につけるべき能力や態度等を認識して学習や活動の質を高められる「E S Dの視点の導入」は有効な手段となります。

また、本県の自然的・社会的特性などの「愛知らしさ」を活かした環境学習を取り入れることは、環境学習をより効果的に進めることができます。

そのため、この2点に留意して、環境学習を推進していくことが必要です。

< E S Dの視点の導入 >

従来行われていた環境学習の中には、目指す社会や身につけるべき能力が十分に意識されていなかったため、目標が近視眼的であったり、発展性の乏しい学習に留まっていたりしていたものも見受けられました。

しかし、持続可能な社会に必要な構成概念や、身につける能力・態度といったE S Dの視点を導入することにより、目指す社会や育成すべき人物像などの、目指す全体像が明確になるとともに、個々の環境学習の担う部分や、連携・協働などにより補っていく部分も明確になります。

①社会におけるE S Dとして県民が身につけることを目指す概念と能力等

・持続可能な社会づくりの構成概念

持続可能な社会づくりには「多様性」「相互性」「有限性」「公平性」「連携性」「責任性」といった、6つの構成概念を想定して学習を進める必要があります。(別紙1参照)

・E S Dで身につけるべき能力・態度

身につけるべき能力や態度については、「批判的に考える能力」「未来像を予測して計画を立てる能力」「多面的、総合的に考える能力」「コミュニケーションを行う能力」「他者と協力する態度」「つながりを尊重する態度」「進んで参加する態度」の7つが挙げられ、これらを体系的に育むことが重要です。(別紙1参照)

注 構成概念や身につけるべき能力や態度は例であり、これらに限定されるものではありません。

②学校等におけるE S Dとして児童生徒が身につけることを目指す能力・技能

幼稚園から高等学校等に至るまでは、環境学習が学習指導要領等で定められるなど、継続的・発展的な環境学習をより一層進めやすい状況になっています。

こうした状況の中、持続可能な社会を形成するという観点をより明確に身につけるため、

E S Dの視点を導入して環境教育を進めていくことが必要です。

具体的には、本県の学校等においては、2011年（平成23年）6月に策定された「あいちの教育に関するアクションプランⅡ」等を踏まえ、「学校等におけるE S Dとして児童生徒に身につけることを目指す能力・技能」（別紙2参照）を参考に推進していきます。

＜愛知らしさの活用＞

本県の面積は5,154 km²で、47都道府県中27番目と決して広くはありませんが、製造業を中心とする国内有数の産業集積地域であるとともに、奥山、里山、湿地、平野、干潟、内湾、外洋といった多様な自然や、豊かな水系などを有していることから、これらを活かした農林水産業も盛んです。また、230万人近い人口を有する大都市名古屋から過疎に悩む山間の集落に至るまでの様々な社会形態が、極めて近い位置に存在しています。

こうした特徴から、本県は、身近な地域のこととして、事業活動やその環境保全の取組を体験することや、多様な自然や農林水産業等を体験することができるとともに、都市や田舎に住む人々の環境に対する悩みや思いを知ることのできる地域でもあります。

また、本県は、「愛知万博」や「C O P 10」などの開催を契機として、県民の環境に対する意識の高まりを受け、環境ボランティアや環境N P Oの活動が盛んになり、こうした主体による環境学習が実施されています。

一方、事業者においては環境に対する意識が高く、先進的な事業者は、自身が持つ環境に関するノウハウを活かした環境学習も実施されています。

そのため、行政がこうしたN P Oや事業者と連携・協働して環境学習を実施していくことが期待されます。

さらに、本県では2014年（平成26年）に「E S Dに関するユネスコ世界会議」が開催されます。この会議に向けて様々な主体が、E S Dの普及啓発や取組を積極的に展開していくことが予想され、E S Dについての関心が、高まっていくものと考えられます。このため、この時期に環境学習を推進することは、非常に効果的です。

第3章 各主体の役割と3つの柱からなる施策の展開

この章では、1章及び2章で示してきた内容を踏まえ、「継続的・発展的な環境学習の推進」については、「社会」「学校等」に分け、それぞれ各主体の役割と、期待される主な取組、そして県の推進する主な施策を示します。また、「協働取組の強化」については、県の推進する主な施策を示します。

環境学習等は、家庭・地域・職場等からなる「社会」と、幼稚園・保育所・認定こども園から大学等に至るまでの様々な「学校等」の大きく2つにおいて実施されています。

そのため、「社会における環境学習の推進」を取組の1つ目の柱とし、「学校等における環境教育の推進」を2つ目の柱としました。

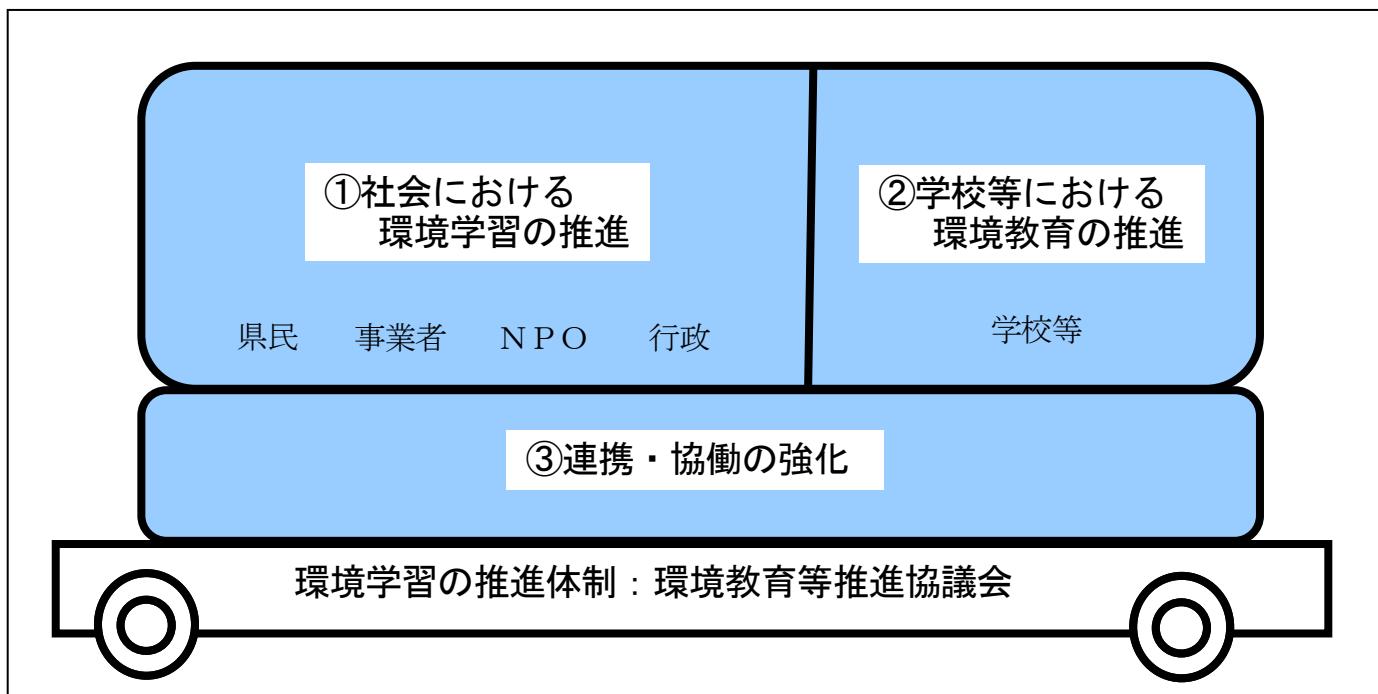
そして、環境学習を継続的・発展的に実施するためには、この2つの柱がそれぞれの役割を果たすことが必要です。具体的には、学校等においては、自然環境に対する感性、環境に関する基礎的な知識、環境保全の取組に対する基本的な姿勢を身につけることが期待され、社会においては、県民、事業者、NPO、行政等の各主体の特性を活かして、より発展的な環境学習や環境保全活動の実践や、学校等における環境教育に連携・協働して支援することが期待されます。

また、「社会」と「学校等」において、体験学習を充実することで、自発的な環境保全活動を促進することも期待されます。

こうした、「社会」と「学校等」の2つの柱がその役割を果たすためには、それを構成する県民、事業者、NPO、行政、学校等のそれぞれの主体が、その担うべき役割を果たすとともに、それぞれの得意分野を活かして相互に連携・協働して補い合うことが必要です。

そこで、3つ目の柱を「連携・協働の強化」としました。

図5 施策体系図～3つの柱～



1 社会における環境学習の推進

持続可能な社会づくりのためには、社会を構成するすべての主体が、それぞれの特性に応じ、適切な役割を果たしながら、継続的に環境学習に取り組んでいくことが必要です。

社会においては、事業者やNPO等の環境に関するノウハウ等を活かすことや、各主体が連携・協働し、お互いを補い合うことで、発展的・専門的で実践的な環境学習の実施が期待されます。

また、学校等による環境学習をより充実させるための、学校等との連携・協働による支援も期待されます。

(1) 県民

<県民の役割>

家庭は、社会を構成する中で最も小さな主体であるが、人を育てる原点として「人づくり」を進めていくうえで、重要な役割を担っています。そのため、家庭に対しては、日常の生活の中で環境について考え、環境に配慮した行動を取り入れていくことが期待されます。

実際、「愛知万博」や「COP10」の開催等に伴い、環境に対する意識が高まったことで、リサイクルや省エネ・省資源の取組など、環境に配慮した生活を行う県民の方が増えてきています。

また、自然観察会や環境学習講座に参加したり、環境活動スキルの更なる向上のため、より専門的な指導者養成講座等に参加したりする方も見られます。

とはいっても、地域の環境保全活動に主体的に参加される方の割合はまだまだ低いことから、今後もより多くの方が環境学習講座等に参加するとともに、そこで学び、育った方々が中心となって環境学習や環境保全活動を広げていくことが期待されます。

<県民に期待される主な取組>

- 家庭における環境学習の実施
- 各主体が実施している環境学習講座や環境保全活動への参加
- エコラベル商品・フェアトレード商品等の購入、地産地消など商品の購入時に環境負荷を考慮するグリーン購入の実践
- 省エネ・省資源型など環境への負荷の少ない暮らしの実践

<県の推進する主な施策>

県民一人ひとりが環境を大切に思う心を持ち、環境に配慮した行動をとれるような人を育てるため、幅広く環境学習講座等を開催します。

①自然体験学習等の推進

自然とふれあい、自然の豊かさ・多様性を体感できる、地域と密着した自然体験活動や農林水産業体験を推進します。

②水に関する学習の推進

生活排水等の人間の営みと、身近な水環境との関わりを、水質調査や水生生物調査等で認識し、水循環の重要性を理解できるような環境学習を推進します。

③地球温暖化に関する学習の推進

市町村と地球温暖化防止活動推進員が連携して、地球温暖化防止やエコライフの実践を普及する出前講座を実施します。また、再生可能エネルギーや新エネルギーの普及啓発等に関する講座の実施を推進します。

④資源循環や廃棄物に関する学習の推進

暮らしの中で発生する廃棄物が、どのように処理又は資源化されているかを理解するとともに、廃棄物の発生抑制等を学習できる出前講座の開催や、廃棄物処理場や下水道処理施設等の見学の実施を推進します。

⑤買い物や食に関する学習の推進

製品のライフサイクルにおける環境負荷を考えながら買い物をするグリーン購入や、旬の時期に地域で生産されたものを地域で消費（食べる・利用する）し、生産や輸送にかかるエネルギーを節約することができる地産地消など、環境に配慮した買い物や食について学習する機会を提供します。

また、自然の恩恵や資源の大切さについて理解し、環境や資源に配慮した食生活を実践する食育を学習する機会を提供します。



(2) 事業者

<事業者の役割>

私たちが直面している地球温暖化、資源循環など、様々な環境問題を克服し、将来にわたって安全・安心に暮らせる持続可能な社会を形成するためには、事業者による環境と経済が両立した取組が必要です。

事業者が事業活動を行うにあたっては、例えば製造業であれば、製造時、運搬時、使用時、リサイクル時、廃棄時など製品のライフサイクルのトータルで環境負荷の小さいものをつくりしていくことが期待されます。また、サービスや情報の提供、あるいは国際的な事業の展開など、様々な場面で環境負荷の低減に努めることが求められます。

こうした取組は社員の環境に対する意識を高めることが重要で、そのための社員教育や環境マネジメントシステムの導入が必要となります。なお、環境マネジメントシステムについては、既存の認証制度を利用するほか、事業者独自のシステムを活用する方法もあります。

一方、CSR（Corporate Social Responsibility 企業の社会的責任）として、事業者自らが持つノウハウや人材等を活かした環境学習の実施や、事業者の施設見学の受入など、環境に関する積極的な地域貢献活動を実施している事業者も多く見られるようになりました。

今後は、こうした取組に加え、NPOや行政との連携・協働や、学校における環境教育や環境保全活動への支援と連携・協働が期待され、さらには社員が家族に対し環境学習をしたり、地元において環境保全活動に参加したりすることも期待されます。

農林水産業者については、事業の現場が地域の環境と密接につながっていること、環境に配慮した事業活動を行うことが地域の自然環境の維持管理に役立っていること、食という人間が生存するうえで基本的な部分を扱っていることから、実感を持って環境について学ぶことができるため、自然体験や農林水産業体験の場や機会を提供することが期待されます。

こうしたことから、事業者は学校、NPO、行政等の多様な主体との連携・協働を進め、地域づくりの担い手として役割を担うことが期待されます。

<事業者に期待される主な取組>

- 社員教育の中での環境学習の実施
- 環境マネジメントシステムの導入・実施
- ライフサイクルの視点で環境に配慮した製品・サービスの提供
- CSRにおける環境保全活動や環境学習の実施
- 多様な主体と連携・協働した環境学習の実施
- 環境に配慮した農林水産業の推進
- 自然体験や農林水産業体験の場や機会の提供

<県の推進する主な施策>

事業者においては、ライフサイクルの視点で環境に負荷の少ない製品やサービス等を提供することが最優先すべきであることから、社員に対する環境意識の向上に関する取組を促進

します。

環境学習においては、積極的に取り組んでいるところもありますが、一部の事業者では、環境学習に対する意識の不足から十分な取組が行われていないところも見られ、二極化が広まりつつあります。

そのため、環境学習に対する取組が進んでいる事業者には、より発展的な活動ができるよう支援するとともに、取組が不足している事業者に対しては、環境学習の推進を図ります。

さらに事業者が持つ環境に関するノウハウは、発展的・専門的な環境学習に活用することができるため、事業者が地域や学校においても環境学習を実施できるよう連携・協働を推進します。

①社員に対する研修等の促進

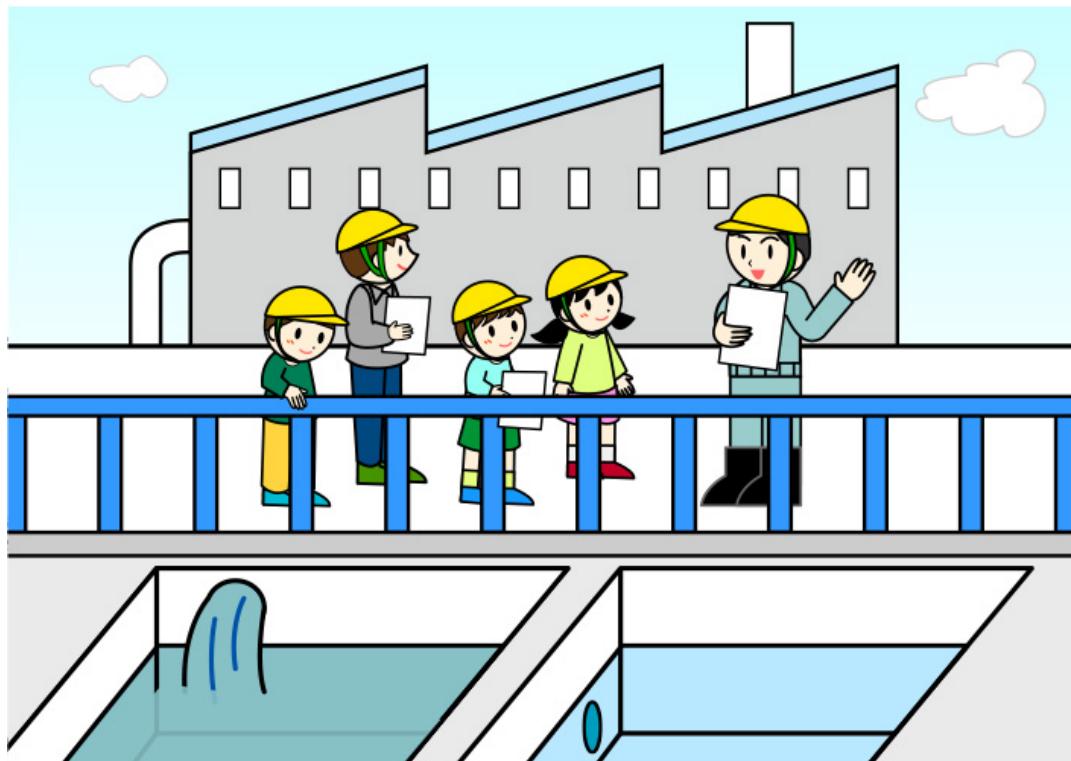
事業者における社員の採用時や昇進・異動時などの研修に環境学習を実施できるよう支援します。

②環境マネジメントシステムに関する情報の提供と適切な運用

事業活動における環境負荷の低減を促進する環境マネジメントシステムの導入・活用を促進します。

③事業者が持つ専門性等を活かした環境学習の促進

事業者が持つ環境に関する専門性や学習施設を活かした環境学習の実施を促進します。



(3) NPO

<NPOの役割>

ボランティア団体、自治会、老人クラブといった地域団体を含むNPOは、これまでリサイクル活動や自然保護活動など様々な環境保全活動を通じて、子どもから大人、地域住民から事業者などあらゆる主体を対象に環境学習を実施しています。

内容も自然観察会や水生生物調査といった体験学習から、事業者等の環境マネジメントシステムの相談といったものまで多岐にわたり、社会における環境学習を牽引してきました。

また、事業者や行政等の各主体間を連携・協働させる調整者（コーディネーター）の役割を果たしているNPOも存在します。

今後は、これまでのノウハウやネットワーク、及び行動力を活かし、あらゆる主体を対象に、より発展的・専門的な環境学習及び環境保全活動の取組を推進して、地域全体での取組を充実させるとともに、学校等における環境教育を充実させるため、学校等との連携・協働を更に進めることや、各主体間の連携・協働に向けた調整（コーディネート）をより一層推進することが期待されます。

<NPOに期待される主な取組>

- 地域における環境保全活動及び環境学習の実施
- 学校、事業者、行政との連携・協働による環境学習の実施
- 各主体間の連携・協働のコーディネート
- 行政の施策に対する環境面における意見・提言

<県の推進する主な施策>

社会における環境学習を一層推進するため、環境学習等を実施しているNPOの活動を活性化させるための取組を推進するとともに、NPOと連携・協働した取組を推進します。

①環境学習等を実施する団体に対する支援の推進

自然体験学習、森や緑の育成保全活動など、NPOや市町村等が自発的に行う活動を財政面で支援します。

②多様な主体の連携・協働による環境学習等の推進

NPOが他の主体と協働して環境保全活動や環境学習等を実施する事業の推進を支援するとともに、行政の施策において、計画の段階から多様な主体が参加できるような取組を推進します。

(4) 行政

〈行政の役割〉

県や市町村といった行政には、県民、事業者、N P Oなどの多様な主体が環境学習や環境保全活動に取り組むことができる体制を整えることが求められます。

一般的には、県には県内全域を対象とした計画や制度等の体制づくりが、基礎的自治体である市町村には地域の多様な主体と連携した地域の特性を踏まえた環境学習の実践が求められます。

県と市町村はこうしたことを踏まえ、それに応じた取組を推進することが求められます。

ア 市町村に期待されること

市町村は、地域の特性を活かした環境学習を市町村独自で、あるいは地元のN P O（自治会や老人会などを含む）や事業者等の様々な主体と連携・協働して実施する必要があります。

環境学習の場としては、環境学習施設や公民館等の社会教育施設のほか、イベント等の活用や、地域の自然環境、産業、歴史文化施設など地域に身近にあるものを使うことも大切です。

また、環境学習を行う各主体に対して学習の場を提供したり、市町村が各主体の学習内容を広く情報発信したりするなど様々な支援を行うことも求められます。

さらに、地域で環境学習を実施する指導者や主体間の調整を行う人材を育成することも必要です。

このような市町村の役割を効果的に推進するため、県の取組を踏まえ、地域の実情にあった環境学習の計画を策定し、施策を実施することも期待されます。

一方、市町村自体も事業体であることから、事務や事業に伴う環境負荷の軽減を図るために環境マネジメントシステムの実施や職員への環境学習の充実も必要です。

〈市町村に期待される主な取組〉

- 地域の特性を活かした環境学習の実施
- 環境学習を行う各主体への支援
- 地域で活躍する環境学習指導者等の育成
- 地域の実情にあった環境学習計画の策定及び推進
- 環境マネジメントシステムや職員への環境学習の充実

注 環境教育等促進法では、都道府県及び市町村は行動計画を作成するよう努めること、地方公共団体の責務として、その地方公共団体の区域の自然的・社会的条件に応じた施策を策定し、及び実施するよう努めることとされており、基本的に県と市町村の役割や責務に差異はありません。このため、ここで記載する市町村の役割が、市町村独自の行動計画の作成や施策の実施を制限するものではありません。

イ 県に期待されること

県には、県内全域を対象とした環境学習の推進に関する計画や制度等を策定し、取り組

みの方向性を示すことが求められます。この計画の策定にあたっては、地域の自然的・社会的条件に応じたものとするため、県民、事業者、NPO、教育関係者等からなる協議会等の協議を経ることや、策定後は協議会等によりそれを推進していく必要です。このため、環境学習推進のための拠点となる施設を県が整備・運用し、環境学習を推進していくことも必要です。

世界や国の動きを踏まえた地球温暖化・生物多様性の減少・資源循環等の問題から、有害化学物質・放射能等の安全・安心を脅かす問題に至るまでの様々な環境に関する情報をはじめ、環境学習に関する情報や県内の各主体の活動情報等を収集し、市町村や各主体に適切に提供することも必要です。

また、環境学習を行う市町村や各主体に対しては、プログラムの提供や講師紹介など様々な支援を行うことも必要です。

さらに、県内には多くの環境学習施設が市町村等により整備されており、県はそれらの施設が有する経験・ノウハウ等を相互に共有し、環境学習施設間を調整することによって、環境学習の質の向上を図ります。

そして、高度で専門的な環境学習を実施する指導者や県内の各主体間を調整するコーディネーターなど県内で広く活躍する人材を育成することや、自然体験活動等の場の提供を目的とした「体験の機会の場の認定制度」を設け、認定した場について周知することも必要です。加えて、他の主体では実施することが難しい実験等を活用した環境学習、広く県民を対象にした環境学習及び安全・安心に関する環境学習等を実施する必要があります。

一方、県自体も一つの事業体であることから、環境マネジメントシステムを導入して事務・事業に伴う環境の負荷を軽減したり、職員への環境面での持続可能な社会づくりを目指した環境学習を実施したりすることも必要です。

＜県に期待される主な取組＞

- 県内全域を対象にした環境学習に関する行動計画の策定及び推進
- 環境学習推進のための拠点となる施設の整備・運用
- 環境、環境学習、各主体の活動等に関する情報の収集・提供
- 環境学習を行う市町村や各主体への支援
- 県内環境学習施設の連携の充実
- 環境学習指導者や各主体間のコーディネーターの育成
- 自然体験活動等の体験の機会の場の認定及び周知
- 広く県民を対象にした環境学習や安全・安心に関する環境学習等の充実
- 県の事務事業への環境マネジメントシステムの充実と職員に対する環境学習の充実

＜県の推進する主な施策＞

①環境学習に関する行動計画の策定及び推進

県民、事業者、NPO、市町村、教育関係者、県等からなる「愛知県環境教育等推進協議会」の協議を経て、県内全域を対象とした行動計画を策定し、当該協議会及び全市町村からなる連絡会議等で推進します。

②環境学習推進のための拠点となる施設の運用

本県における環境学習推進のための拠点となる施設として、「あいち環境学習プラザ」（愛知県東大手庁舎内）と「もりの学舎」（愛・地球博記念公園内）を活用します。

③環境及び環境学習に関する情報の提供

環境白書、環境調査結果、レッドデータブック及び本県のホームページ「あいちの環境」等により環境に関する情報を提供するとともに、環境学習の開催状況や指導者に関する情報及び事業者等の環境保全活動等に関する情報を分かりやすく本県のホームページ「あいち環境学習情報ライブラリー」、「環境分野における企業の社会貢献活動ウェブサイト」等により提供します。

また、「あいち環境学習プラザ」において、様々な環境に関する各種資料を展示するとともに、環境書籍等の閲覧・貸出しといった情報提供を推進します。

④環境学習等を実施する市町村や各主体への支援

○環境学習教材やプログラムの提供等

幼児から大人まで幅広い世代を対象とした「あいち環境学習ハンドブック」の提供や、家庭・地域・職場といった社会において、誰でも環境学習を実施できるようなプログラムの提供等を行います。

また、「もりの学舎」においては身近な自然を体感する自然体験プログラムの提供等を推進します。

○表彰・コンクール等による支援

優れた環境保全活動等に対しては表彰を行い、また活動内容を発表できる場を提供します。

○環境学習等を実施する団体や市町村に対する財政的な支援

自然体験学習、森や緑の育成保全活動など、NPOや市町村等が自発的に行う活動を財政面で支援します。

⑤県内環境学習施設の連携の充実

県内にある環境学習施設等が参加している「愛知県環境学習施設等連絡協議会」において、環境学習施設全体の環境学習の質の向上と学習機会の増加を図るため、各施設等の情報交換などの連携を充実します。

⑥環境学習指導者やコーディネーターの育成

○環境学習指導者の育成

環境学習の指導者やリーダーが地域や職場で活躍することは、地域での環境学習や環境保全活動の推進にとって大きな原動力となります。そのため社会の様々な場面において環境学習が行われるよう、これからも自然観察指導員をはじめとする環境学習指導者の育成を推進します。

○コーディネーターの育成

多様な主体が環境学習を協働して実施するためには各主体間を調整して連携させ

るコーディネーターが必要です。そのため地域で活躍できるコーディネーターの育成講座を実施します。

⑦自然体験活動等の体験の機会の場の認定と周知

環境教育等促進法の第20条に定める「自然体験活動の場その他の多数の者を対象とするのにふさわしい環境保全の意欲の増進に係る体験の機会の場」を認定し、ホームページ等で周知します。

⑧環境学習の充実

○実験等を活用した環境学習の推進

科学的な実験を取り入れた体験型の環境学習講座を「あいち環境学習プラザ」で実施します。

また、もりの案内人「インタープリター」による身近な自然を体感する自然体験プログラムを全県民向けに「もりの学舎」で実施します。

○環境における安全・安心学習の推進

公害の歴史の紹介や、私たちの地域における水、大気、廃棄物、有害化学物質・放射能等の環境問題やその対応を題材として、環境面において安全・安心に暮らせる持続可能な社会にするための環境学習を推進します。

なお、東北地方太平洋沖地震に伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故による放射能に関することなど、その時々で社会に与える影響が大きい環境問題については、マスメディアやインターネットを活用し情報の提供を図るとともに、子どもから大人まで分かるような講座を開催します。

○イベントによる環境学習の推進

イベントの開催等による「ESDに関するユネスコ世界会議」及びESDについての普及啓発を推進するとともに、各団体におけるESDや環境学習の取組事例の紹介等によりESD等の取組を推進します。

⑨環境マネジメントシステムの推進と職員に対する環境学習等の推進

県の環境マネジメントシステムである「あいちエコマネジメント」に基づき、県の事務・事業における環境負荷低減の取組を推進します。

また、県職員の採用時や昇進・異動時などの職員研修において環境面における持続可能な社会づくりを目指した環境学習を実施するとともに、県職員による環境ボランティア活動を推進します。

また、市町村職員に対しても、環境に関する専門的な知識の習得を目的とした研修や環境面における持続可能な社会づくりを目指した環境学習を実施します。



＜あいち環境学習プラザ＞

「あいち環境学習プラザ」は県民の皆さんに環境に対する関心を深めていただき、自発的に環境学習に取り組んでいただくため、平成19年2月に名古屋市北区にある愛知県環境調査センター内において開設し、平成23年4月に名古屋市中区にある県東大手庁舎の1階に移転しました。

当プラザでは、「セミナー室」、「実験室」において、小中学生向けに科学実験やゲームをおして楽しく環境について学ぶことができる体験型の環境学習講座を用意しています。環境学習講座は、学校の授業においてもご利用いただいている。また、県内小中学校に対して出前講座も実施しています。

このほか、県の取組を紹介したり、環境に関する様々なパンフレット等を配架したりして情報発信をする「展示コーナー」をはじめ、環境に関する図書の閲覧やDVD等の貸出、インターネット端末による各種環境情報の検索ができる「交流コーナー」を設置しております。

なお、平成25年度から、学校や社会等の各主体が連携・協働した環境学習等を推進するため、相談業務や連携・協働先の紹介・マッチング業務を担当する「コーディネーター」を当プラザに配置しますので、是非、ご活用ください。

実施講座一覧

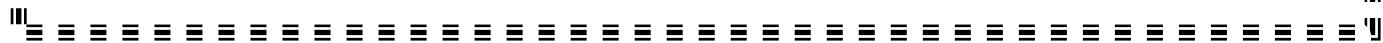
講座名	内容
地球温暖化について	地球温暖化についてのお話と、海面上昇の実験や自動車排気ガス等に含まれる二酸化炭素を調べる実験を行います。
酸性雨について (模擬酸性雨をつくる実験)	酸性雨についてのお話と、ペットボトルを使って模擬酸性雨を作り、酸性雨のできるメカニズムを学びます。
空気のよごれ (自動車排気ガスの実験)	大気汚染についてのお話と、自動車排気ガス中に含まれる二酸化窒素などを調べる実験を行います。
水のよごれ (生活排水の実験)	生活排水についてのお話と、CODパックテスト等で水のよごれを調べ、生活排水が川や海のよごれの原因となることを学びます。
ごみについて	買い物物ゲームなどを通じて、ごみ問題について学びます。



あいち環境学習プラザ



環境学習講座の様子





◇<もりの学舎>

愛・地球博記念公園内にある「もりの学舎」は、愛・地球博で実施された環境学習プログラムを継承・発展させるため、平成19年3月に開館しました。

もりの学舎では、周辺の森や池などを散策しながらインタープリター（森の案内人）による五感と想像力を使った自然体験学習を実施したり、昔ながらの木造校舎をイメージして建てられた建物の中で自然素材やリサイクル素材を使った工作教室を開催したりして、子どもから大人まで楽しめる環境学習プログラムを提供しています。是非、お気軽にお越しください。

また、学校等の校外学習や遠足などにもご利用いただいておりますので、団体利用につきましても、お気軽にお問い合わせください。

実施プログラム一覧

プログラム名	内容
インターパリターと歩くもりのツアー	「もりのコース」 インターパリターと身近な自然を体感しながら森の中を散策します。 「かめの池コース」 インターパリターと、かめの池周辺の自然と生き物を鑑賞します。
セルフガイドツアー (団体向けのプログラム)	インターパリターから出されるテーマにそって、グループに分かれて森の中を探索します。
ミニツアー	幼児から大人の方までどなたでも参加できるプログラムです。 所要時間は参加しやすい15分くらいです。随時行っています。
あそび工房	インターパリターによる自然素材やリサイクル素材などを使った工作教室です。
折紙教室	季節に合わせてテーマを変え、生き物等の折紙を作ります。



もりの学舎



インターパリターと歩くもりのツアーの様子



2 学校等における環境教育の推進

<学校等の役割>

幼稚園・保育所・認定こども園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校は学習指導要領等に従って発達段階に応じた環境教育を継続的・発展的に実施することにより、持続可能な社会を支える人材を育成する中核とも言える役割を担っています。特に幼稚園・保育所・認定こども園から中学校までの段階で、自然に対する感性、環境問題の基礎知識、環境保全の活動に対する基本的な姿勢など、持続可能な社会を支える人材として、身につけるべき基礎的な部分の習得が期待されます。また、高等学校では、より発展的・専門的な知識を身につけ、具体的な行動に結びつける環境教育が期待されます。特別支援学校においても学習指導要領の趣旨に従って、児童生徒の発達段階に応じた環境学習の実施が期待されます。

学校等における環境教育は、総合的な学習の時間や理科、社会科、家庭科等といったそれぞれの教科、道徳及び特別活動の中で実施されていますが、それぞれの間で連携を図りながら実施することが必要となります。その際、円滑に推進するため、各学年の年間指導計画において、各教科や総合的な学習の時間等で環境教育をどのように実施するかをまとめたカリキュラムを作成することが期待されます。

環境教育は具体的な環境保全の行動へと結び付けることが求められます。このため、環境教育の内容は、自分が暮らす地域の自然や社会を素材として活用し、人と環境との関わりや、環境に関連する人と人との関わりの両方を親しみと実感を伴って学ぶことができるものとすることが必要です。

なお、自身が身につけるべき能力や態度等を認識して学ぶ「E S Dの視点の導入」は、「関わり」や「つながり」等の取組の視野を大きく広げ、環境教育を充実させるうえで有効な手段となります。

公害の歴史の紹介や現在の地域における水、大気、廃棄物、有害化学物質・放射能等の問題など安全・安心に暮らせるための環境教育及びエネルギー問題に関する環境教育が求められます。

環境教育を担当する教員に対して研修等を実施し、教材やプログラムを提供することも重要となります。

さらに、学校施設を整備・改修する際、太陽光発電等の環境に配慮した設備にするとともに、整備された施設を活用した環境教育を実施することも期待されます。

また、教育内容に広がりを持たせるため、P T Aや家庭・地域と連携した取組が期待されます。児童期の教育においては、親と一緒に環境教育を行うことが効果的であるとともに、親に対する環境教育も期待されます。

大学においては、各大学の特性に応じ、環境保全のほか、環境教育やE S Dのための教育及び研究を行い、優れた教材やカリキュラムの開発に努めるとともに、それらの成果を教育

の場で活用することが期待されます。特に、大学等の教員養成課程においては、環境教育やE S Dの実践的な指導方法を教授することが求められます。

なお、環境教育を進めるにあたっては、地域の事業者、N P O、行政等と連携・協働するなど、外部の人材や、環境に関する学習の機会や場を有効に活用することで、教員に過度の負担を強いることなく、専門的な学習を実施することができます。

＜学校等に期待される主な取組＞

- 発達段階に応じた環境教育の実施
- 実体験を伴う体験学習の実施
- 環境における安全・安心教育の充実
- 環境教育に関わる教員の研修
- E S Dの視点を導入した環境教育の実施
- P T Aや家庭・地域と連携した環境教育の推進
- 環境教育やE S Dに関する研究
- 教員養成課程における環境教育の実施
- 多様な主体との協働による環境教育の実施

＜県の推進する主な施策＞

ア 幼稚園等・小学校低学年

幼児から小学校低学年までは特に感受性が豊かであるため、自然の中で遊び、楽しみながら自然に対する感性や環境を大切に思う心を養うことができる自然体験を積極的に取り組む必要があります。また、自然の中で自由に遊ぶことで体力や好奇心、あるいは一緒に遊ぶ仲間との社会性も身につけることができます。

自然体験は人間としての成長過程に不可欠なものであると同時に、それをとおして子どもたちは、人と自然の関係について包括的に学び、人間を含めた環境全体、地球の営みなどについて基本的な認識を養うことができる機会でもあるため、幼稚園・保育所・認定こども園、小学校低学年レベルでの自然の体験を推進します。

①自然とふれあう学習の推進

校内や園内の農園、及び地域の農家などを活用した農林水産業に関する体験学習を実施します。また、一年をとおして自然の中で遊び、季節の移ろいに伴う自然の変化を体感できるよう、里山や里海など地域の自然を活用した学習を促進するとともに、都会においては都市公園の緑化を推進します。さらに本県の環境学習施設である、「もりの学舎」等において様々な自然体験学習を実施します。

イ 小学校高学年・中学校

小学校高学年から中学校においては、自然体験学習により自然の仕組みや生物の多様性を理解するとともに、人間をとりまく環境問題について日常の生活をとおした体験的な環境教

育を推進します。

また、学校等が地域の事業者、NPO、行政等と連携・協働して体験学習を推進することも重要です。

①自然体験学習等の推進

里山や里海など身近な自然を体験するなどして、自然（生態系）は、気候や地形などをもとに、食物連鎖、共生・寄生など、多様な生き物のバランスによって成り立っていること、自然によって私たちの暮らしや社会活動が支えられていること、その自然の破壊が進んでおり保全が必要なことを学びます。また、農林水産業も自然の力によって成り立っていることを学びます。こうした体験学習等の実施を推進します。

②地球温暖化に関する学習の推進

地球温暖化対策として、講義や実験を通じCO₂削減やエネルギーに関する学習をし、家庭における省エネなどのエコライフを促進する出前授業等を推進します。

③水に関する学習の推進

身近な水辺の生き物調査や水質調査を実施することで、生活排水等が川や海に与える影響を把握するとともに、生活排水対策を学習できる出前授業等を推進します。

④資源循環や廃棄物に関する学習の推進

暮らしの中で出る廃棄物がどのように処理され、資源化されているかを理解するとともに、廃棄物のリサイクル等を学習できる出前授業の開催や、廃棄物処理場や下水道処理施設等の見学の実施を推進します。

⑤買い物や食に関する学習の推進

製品のライフサイクルにおける環境負荷を考えながら、買い物をするグリーン購入や、旬の時期に地域で生産されたものを地域で消費（食べる・利用する）し、生産や輸送にかかるエネルギーを節約することができる地産地消など、環境に配慮した買い物について学習する機会を提供します。また、自然界の中で動植物と共に生きている自分の存在について考え、環境や資源に配慮した食生活を実践する食育を推進します。

⑥多様な主体と連携・協働した環境教育の推進

事業者、NPO、行政等と連携・協働した体験学習を推進します。

⑦環境学習教材の提供

環境に関する情報を分かりやすく解説した環境学習副読本を作成し、小学校に提供します。

ウ 高等学校

高等学校では、自然や環境を守り、環境問題や人間をとりまく様々な問題を解決するための、具体的な行動をとることが環境教育の中心になることから、発展的・専門的な環境教育を取り組める仕組み等を整えます。

①再生可能エネルギー等に関する学習の推進

持続可能な社会のエネルギーのあり方について学習するため、日常生活におけるエネルギーの使い方や、現代社会におけるエネルギー事情といったエネルギー問題に関する環境教育を授業の中で進めます。

また、事業者の協力を得て、具体的な再生可能エネルギーや新エネルギー技術への理解や関心を高めるため、出前授業等の取組を推進します。

②自然科学等に関する学習の推進

生徒の自然科学や技術革新への興味・関心を高めるため、大学で高校生対象の講座を開催したり、生徒が研究したことを発表したりする取組を推進します。

③自然科学や環境に関するコース等における学習の推進

県立高校に設置した総合学科の自然科学に関する系列、普通科の環境コースや自然科学コース等において、様々な自然環境への興味・関心を高め、考察する態度を身につけるための授業を実施します。

なお、将来的には、すべての高等学校等で上記のような取組を推進します。

エ 大学

大学が県や市町村といった行政あるいは、事業者、NPO、地域の人々など多様な主体と連携・協働して環境学習や環境保全等を実施するとともに、その活動内容等を地域に向けて情報発信できるよう推進します。

①大学と連携・協働した環境保全活動の推進

大学と連携・協働して、地域の生態系ネットワーク形成や生物多様性保全活動に取り組むとともに、その活動内容についてフォーラム等を通じて情報発信します。

②大学と小中学校・高等学校等の連携・協働の促進

高校生を対象とした大学の公開講座や大学生による小中学校での授業支援など、大学と小学校・中学校・高等学校との連携した環境教育を含む情報を掲載したマッチングサイト「あいちの学校連携ネット」を運営します。

才 学校全般

環境面で持続可能な社会を形成するうえで、安全で安心な社会をつくるための教育は欠かせません。そのためには、過去の公害の歴史や現在の環境問題などの現状を理解し、そのためにすべきことを実践に結びつけることが重要となります。

また、環境教育は発達段階に応じて教科横断的に実施されることが望ましく、教育に携わる教員の指導力向上は必要です。そのため、その地域において幅広い教員を対象とした研修会の開催や、国をはじめ様々な主体が実施する専門的な環境教育講座への参加を促進します。

さらに、環境教育を推進するため、学校が地域における環境保全活動へ参加するなど、地域に根ざした学校づくりを推進します。

このほか、学校と協働して環境教育を実施している主体に対し、補助金を交付する財政的な支援や、表彰・コンクール等を活用した環境教育の促進など、様々な方法で環境学習の支援を図ります。

①環境における安全・安心教育の推進

公害の歴史の紹介や、私たちの地域における自然環境、水、大気、廃棄物、有害化学物質・放射能等の環境の状況や課題への対応を題材として、環境面において安全・安心に暮らせるための環境教育を推進します。

②環境教育に関わる教員の研修

初任者研修や専門研修で環境教育に関する研修を行い、環境教育に関わる教員の資質の向上を進めるとともに、国や様々な主体が開催する環境N P O等の多様な主体と交流できる実践的な講座への参加を促進します。

また、より効果的な研修体系や研修方法による教員研修の充実を図ります。

③特色ある学校づくりの推進

環境教育など、特色ある学校づくりを進めるため、地域において多様な主体と連携・協働して、学校が積極的に環境保全活動へ参加できる学校づくりを推進します。

④環境教育等に対する財政的な支援

自然体験学習、森や緑の育成保全活動など、学校と協働して環境教育を行うN P O等に対して財政面で支援します。

⑤表彰・コンクール等による支援

学校等における優れた環境保全活動等に対する表彰や、環境保全活動の内容を発表できるコンクールを開催することで、学校等における環境教育を推進します。

⑥学校等におけるE S Dの導入

「E S Dに関するユネスコ世界会議」の開催を契機に、世界とのつながりを意識しながら、地域あるいは地球規模の諸問題に対処できる人づくりを目指すため、県内の学校等に対し、E S Dの推進拠点となるユネスコスクール※への加盟を促進するとともに、子ども

たちがESDについて議論したり、世界に向けて発信したりする機会を設けることを検討します。

また、地元農家と連携した農業体験や、汚水をきれいな水にするための環境学習講座等を実施しているユネスコスクール加盟校の取組を広めるため、実践事例集を県内の学校に配付します。

※ ユネスコスクールは、ユネスコ憲章に示されたユネスコの理想を実現するため、1953年（昭和28年）に創設され、①地球規模の問題に対する国連システムの理解、②人権、民主主義の理解と促進、③異文化理解、④環境教育、といったテーマについて、質の高い教育を実践する学校です。



3 連携・協働の強化

環境学習は、継続的・発展的に実施されるとともに、地域を教材とした自然体験、社会体験、生活体験などの実体験をとおして、より実践的に実感を持って学ぶことが重要です。

しかし、多くの、学校等、NPO、事業者、行政等は、体験学習を行ううえで必要な人材、場及びプログラム等を十分に有していないことから、それらを保有する学校等、NPO、事業者、行政等と連携・協働して体験学習を行っていく必要があります。

こうした連携・協働は、地域社会を良く知る地域の人材がその橋渡し役を担うことで、効率よく進めることができます。

そこで、協働取組を効果的に行えるガイドラインづくりや主体間の連携・協働機能の充実を図ります。

(1) 協働取組のガイドラインづくり

協働取組を効果的に実施し、相互理解・信頼醸成を高めるためには、各主体が相互の自主性・自立性を尊重し合い、対等な立場にあることを認識するとともに、各主体の役割分担を明確化するなどの仕組みづくりが重要です。

<県の推進する主な施策>

①協働取組のガイドラインづくり

環境学習や環境保全活動を進めるうえで、多様な主体間における協働取組のガイドラインづくりが必要です。そのため、「愛知県環境教育等推進協議会」を中心に、「あいち協働ルールブック2004」^{*}に示された、協働に関する基本的な考え方である「意義及び原則」と、企画立案、実施、評価の各段階での協働にあたってそれぞれ守るべき「基本姿勢」の2つの柱を活かし、協働取組のガイドラインづくりの促進を図ります。

* 「あいち協働ルールブック2004」は、NPOと行政の協働促進に向けて、2004年（平成16年）5月にNPOと行政の協働ルールとして愛知県が発行したものです。このルールブックは、NPOと行政が対等な立場で、協議、合意した事項を取りまとめたもので、すべてのNPOに遵守を義務付けるのではなく、協働にあたって、愛知県と賛同するNPOが最大限の遵守に努めることとしています。

②各主体間の協働取組の促進

県民、事業者、NPO等の自発的な取組が、環境保全において大きな役割を果たすことを踏まえ、各主体間で環境学習に関する経験や考え方を共有するための対話を進め、「愛知県環境教育等推進協議会」において協働取組の促進を図ります。

③行政間の連携強化

市町村の環境学習の担当者を対象とした会議を開催するなど、緊密な情報交換を行い、県と市町村間の連携を更に強化し環境学習を適切に推進していきます。

また、国とも積極的に連携し、全国の先進的な事例等に関する情報を収集します。

④県内部の連携強化

県は、各部局において緊密に情報を交換することで、関係部局の連携を一層強化し、環境学習を適切に推進していきます。

(2) 連携・協働機能の充実

各主体の連携・協働を促進するために、各主体を「情報」、「人」、「場」でつなぎます。具体的には、情報提供機能の充実、コーディネーターによる調整機能の充実、交流の場の提供の充実を推進します。そして、「愛知県環境教育等推進協議会」が、「情報でつなぐ」・「人でつなぐ」・「場でつなぐ」の連携の包括的な運用をします。

ア 情報提供機能の充実

多様な主体が環境学習を協働して実施するためには、各主体が行っている環境学習の内容（指導者、学習資材、環境学習の開催時期及び場所等に関する情報）及び協働取組の実践事例の紹介等が必要不可欠です。

そのため、これらの情報を本県のホームページの「あいち環境学習情報ライブラリー」等により、分かりやすく提供します。

＜県の推進する主な施策＞

①「あいち環境学習情報ライブラリー」等の充実

「あいち環境学習情報ライブラリー」等において、各主体が行う環境学習に関するイベント・講座や学べる場所等の情報を提供するとともに、地域において学校等と地元事業者やNPO等が連携・協働して地域ぐるみで環境学習等を実施している事例を収集・発信することで、地域における環境学習の連携・協働を促進します。

イ 調整機能の充実

多様な主体が環境学習を協働して実施するためには、各主体間を調整して連携させるコーディネーターの存在が重要となります。

社会においては、コーディネーターは「ものごとを調整する人」として環境学習や環境保全活動を主催したいという人と、参加したいという人のそれぞれのニーズを理解し、マッチングや調整といった役割を果たしてきました。しかし、こうしたコーディネーターが十分には設置されていなかったことも、連携・協働があまり進まなかつた一因と考えられます。このため、コーディネーターの設置及び機能強化を促進することが必要です。

一方、学校等においては、「教員が他の主体と連携・協働を調整する時間的余裕がない」、「連携・協働先の情報が少なく適任者を見つけられない」、「連携・協働先に対する信頼性・安全性を担保できない」等が原因で連携・協働があまり進んでいないのが現状です。また、事業者やNPO等の側から見ても、学校の適任者を見つけられないこと、学校が望む環境教育が把握しにくいこと等が連携・協働の進まない原因となっています。

これらの課題を解決するため、情報提供・マッチング・相談・調整をするコーディネータ

一が学校と事業者、NPO、行政等の間に入り、連携・協働を促進することが必要です。

＜県の推進する主な施策＞

①環境学習のコーディネーターの設置等

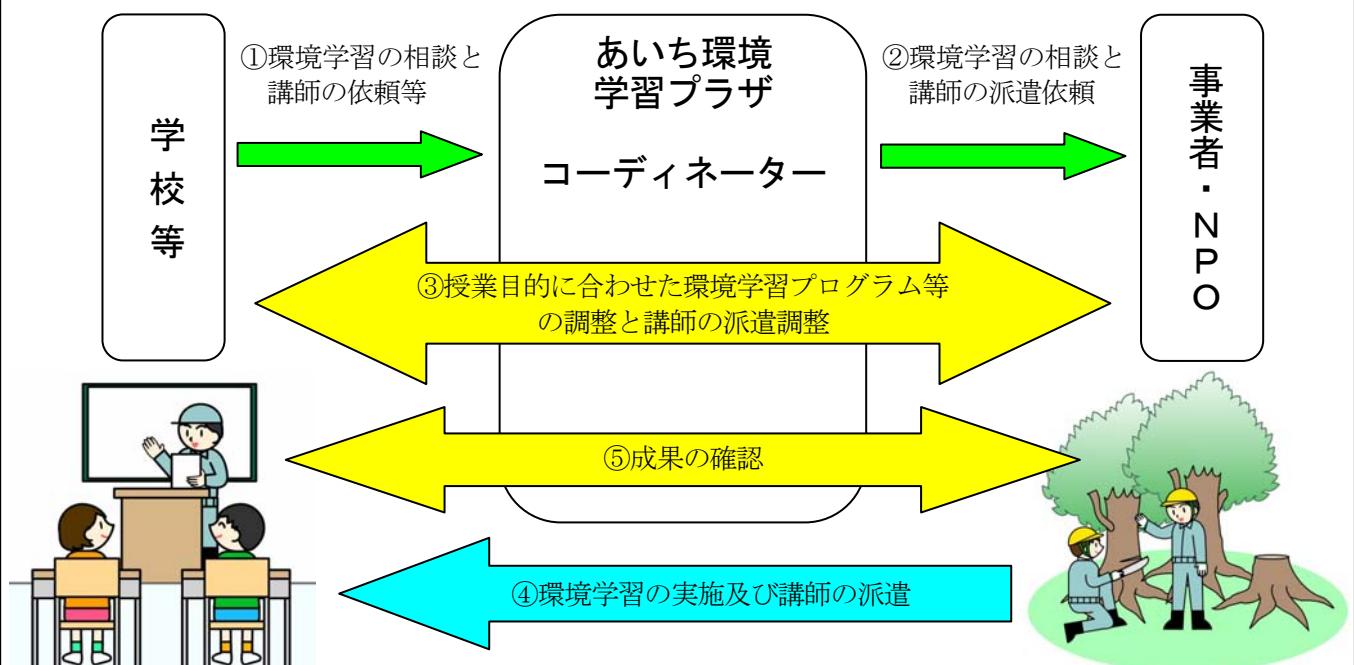
本県の環境学習拠点である、「あいち環境学習プラザ」にコーディネーター等を設置し、事業者、NPO、学校、行政等からの相談業務や連携・協働先の情報提供、マッチング業務等の各主体の橋渡しを推進するとともに、「あいち環境学習情報ライブラリー」において、地域で活躍しているコーディネーターによる実践事例の紹介も行います。

また、実地研修等を伴うコーディネーター養成講座も実施し、地域で活躍できる新たなコーディネーターの育成にも努めます。

図6 コーディネーターの役割

＜コーディネーターによる調整の一例＞

学校等から授業目的に合わせた環境学習を外部講師により実施して欲しいとの相談を受けた場合の対応を例示



- ① コーディネーター（あいち環境学習プラザ設置）は、学校等から環境学習に関する依頼・相談を受け、その内容（環境学習の内容、講師派遣、資料提供等）を聴取し、整理方向付けする。
- ② コーディネーターは、環境学習の内容について連絡し、事業者・NPOに対して環境学習の実施及び講師の派遣を打診する。
- ③ コーディネーターは、学校等の授業の目的に合わせた環境学習プログラム等について各主体間を調整して具体的化するとともに、学習日程等の調整を行う。
- ④ 事業者・NPOが環境学習を実施する。講師を派遣する。
- ⑤ コーディネーターは、適時各主体に対して、不都合な点や満足度を聞き取り、改善する。

ウ 交流の場の充実

多様な主体が環境学習を協働して実施するためには、主体間や各主体が話し合い、理解し合い、目的を共有することが重要です。このため話し合いができる場として、交流の場を提供します。

「愛知環境教育等推進協議会」において、交流の場を提供するほか、「あいち環境学習プラザ」をはじめとする県内の各環境学習施設も交流の場として活用できるよう推進します。

＜県の推進する主な施策＞

①「愛知県環境教育等推進協議会」の開催等

県、市町村、県教育委員会、学校教育及び社会教育関係者、県民、事業者、N P O、学識経験者から構成された「愛知県環境教育等推進協議会」を開催し、交流の場を提供するほか、「あいち環境学習プラザ」などを交流の場として活用し、環境学習に関する連携・協働を促進します。

図7 連携・協働機能の充実

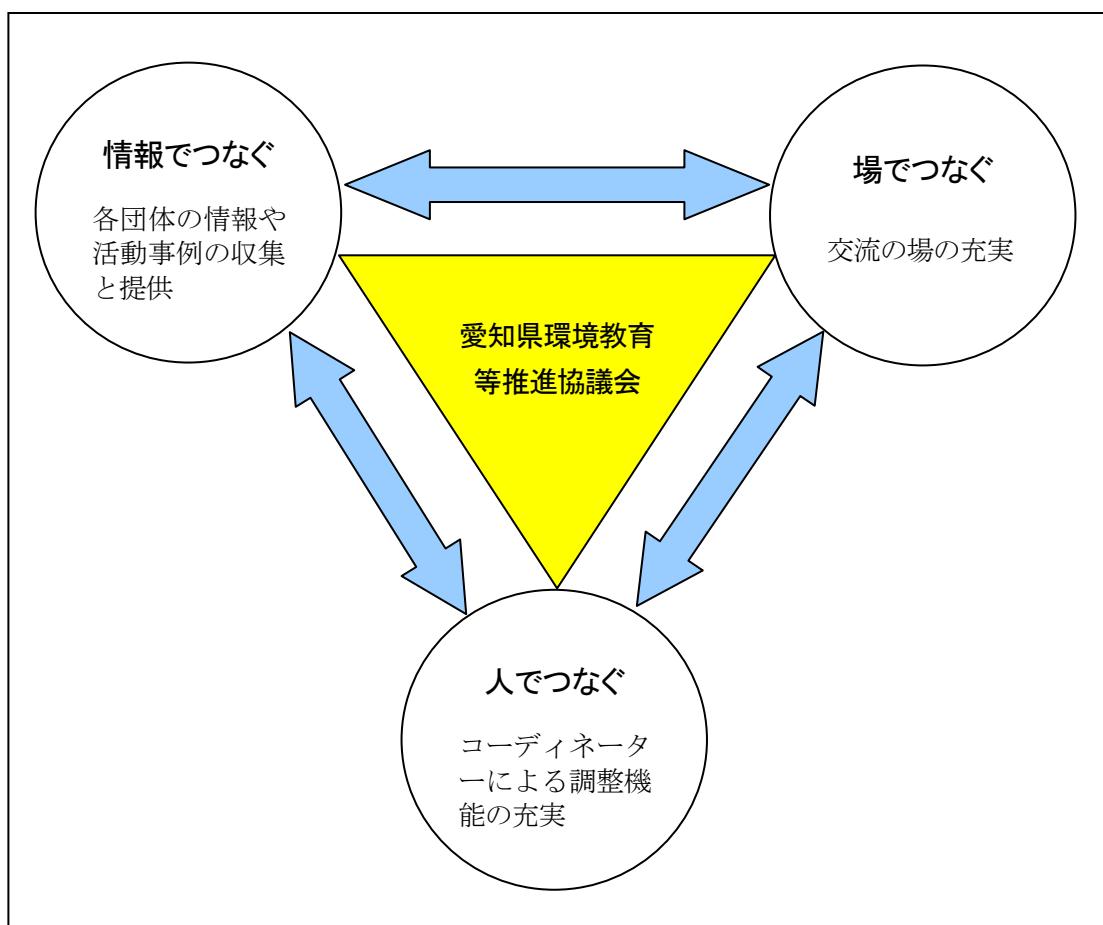
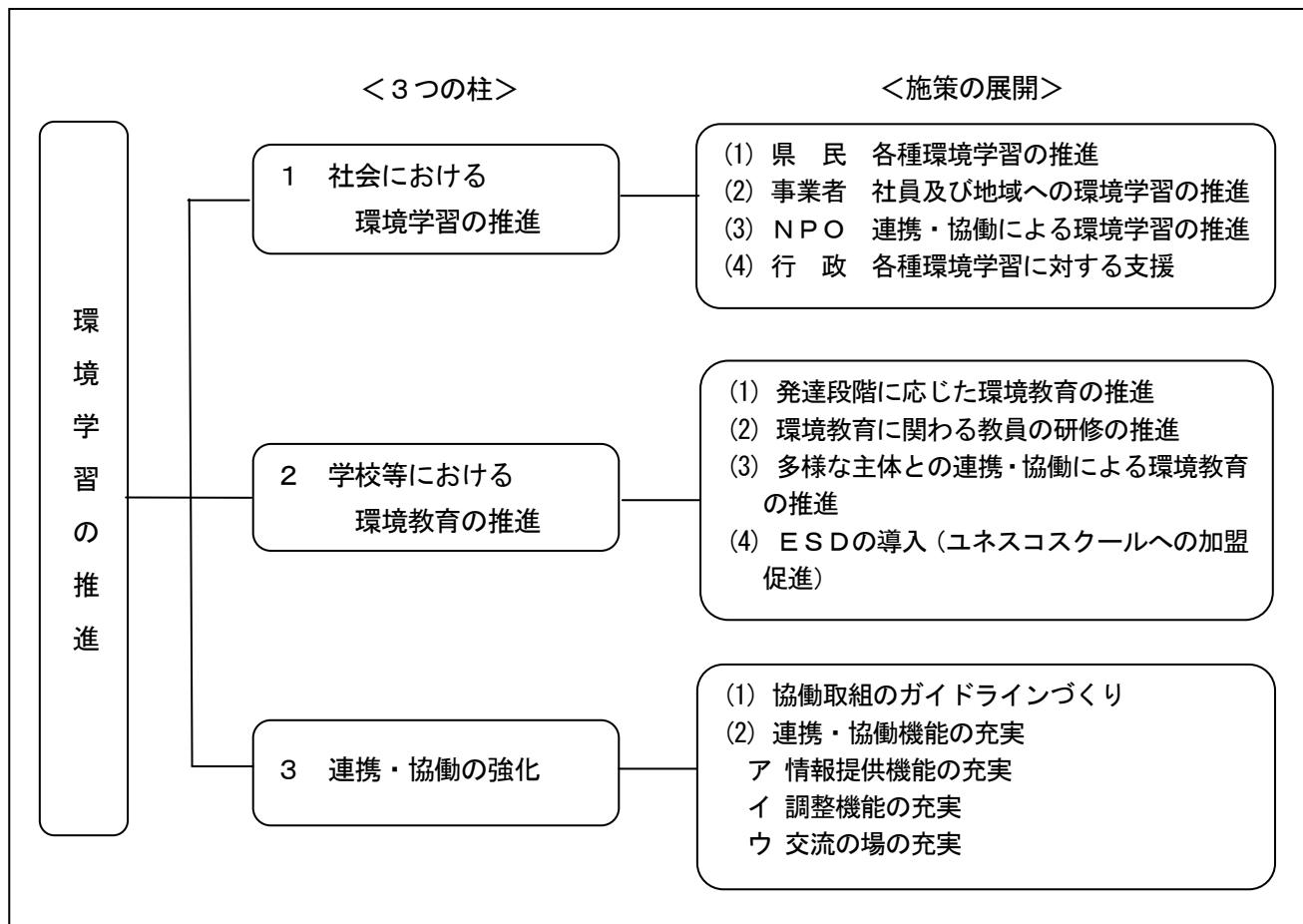


図8 3つの柱からなる施策の展開



第4章 推進体制及び進捗状況の把握等

この章では、本行動計画の推進体制、環境活動における各主体の目標の設定と進捗状況の把握等について説明します。

1 推進体制

本行動計画は、県、市町村、県教育委員会、学校教育及び社会教育関係者、県民、事業者、NPO、学識経験者から構成された「愛知県環境教育等推進協議会」の協議を経て策定しました。今後、本協議会をもって本行動計画の推進体制とします。

なお、本行動計画における具体的な取組の実施に関し、本協議会の構成員が中心となり、相協力して環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組を推進していきます。

2 目標の設定

各主体の目標は、「第3章 各主体の役割と3つの柱からなる施策の展開」の施策に基づき、毎年度、各主体別に設定します。

①社会における環境学習

社会における環境学習は、各主体により内容も様々であり多岐にわたります。そのため目標の設定においても、各主体に求められる役割に応じて設定します。

②学校等における環境教育

学校等における環境教育は、学習指導要領に基づき行われていますが、学校、発達段階や地域により実施時期や実施内容が異なることから、実情に応じて目標を設定します。

③各主体間における連携・協働の強化

本協議会で、協働による取組を促進していくことを目的に、協働取組のガイドラインづくりと、連携・協働機能の充実についての目標を設定します。

3 進捗状況の把握等

本協議会は、次年度の目標を設定するとともに、前年度に実施された取組を把握し、評価します。

また、取組の評価にあたっては、質的あるいは量的な指標の在り方等を含め検討します。

なお、本協議会で検討した結果を踏まえ、必要に応じ行動計画の改定等の措置を講じます。

社会におけるＥＳＤとして県民が身につけることを目指す概念と能力等

＜持続可能な社会づくりの構成概念＞

- I 多様性（例：社会は多種多様な物事から成り立ち、多種多様な現象が起きていること）
- II 相互性（例：社会は互いに働き掛け合うシステムであり、物質等が循環し人と人が互いに関わり合っていること）
- III 有限性（例：社会を成り立たせている資源やエネルギーには限りがあること）
- IV 公平性（例：持続可能な社会には、基本的な権利の保障などが、地域や世代を渡って公平・公正・平等であることが大切であること）
- V 連携性（例：持続可能な社会は、多様な主体が状況などに応じて順応・調和し、互いに連携・協力することにより構築されること）
- VI 責任性（例：持続可能な社会は、多様な主体が将来像に対する責任あるビジョンをもち、それに向かって変容・変革することにより構築されること）

＜ＥＳＤの視点として重視する能力・態度＞

- ① 批判的に考える力
(例：客観的な情報や公平な判断に基づき、物事を思慮深く思考・判断する能力)
- ② 未来像を予測して計画を立てる力
(例：過去や現在に基づき、あるべき未来像を予測し、他者と共有しながら物事を計画する能力)
- ③ 多面的、総合的に考える力
(例：人や物などのつながりや広がりを理解し、それらを多面的、総合的に考える能力)
- ④ コミュニケーションを行う力
(例：自分の気持ちや考えを伝えるとともに、他者の気持ちや考えを尊重し、コミュニケーションを行う能力)
- ⑤ 他者と協力する態度
(例：他者の立場に立ちその考え方や行動に共感し、他者と協力・協働して物事を進めようとする態度)
- ⑥ つながりを尊重する態度
(例：人や物などと自分とのつながりに关心を持ち、それを尊重しようとする態度)
- ⑦ 進んで参加する態度
(例：集団や社会における自分の言動に責任を持ち、物事に主体的に参加しようとする態度)

学習の例として、自然体験・自然観察をおして、多様な生き物がいることで自然が成り立っていることを知り、その自然によって私たちの暮らしや社会活動が支えられており、自然を守ることの大切さを学習した場合には、(I 多様性)という社会を構成する概念と、(⑥つながりを尊重する態度)を学習したことになります。

これを自然体験・自然観察(I ⑥)と表しますと、以下のような例が考えられます。

なお、(×)は直接的には能力等が身につくとは言い切れないものを示します。

例：自然体験・自然観察(I ⑥)、地元の川の清掃活動(II ⑥)、環境を軸としたまちづくり(VI②)
環境に関する映画鑑賞と製作者との座談会(I ①)、地域の子ども・高齢者見守り活動(V④)
地域の食材を義務的に学校給食に使用(×)、エコグッズの販売・促進のみ(×)

注：ESDにおける概念、能力等は、上記に限定されるものではありません。

出典)「+ ESDプロジェクト チェックシート」(環境省)をもとに作成

学校等におけるＥＳＤとして児童生徒が身につけることを目指す能力・技能

①批判的思考（頭をやわらかくする力）

見かけや表面的な説明に迷わされず、多面的にとらえて、本質を見抜くこと。（いろいろな人の意見を聞き、さまざまな考えを知る。定説とされていることを再検討する。）

②システム思考（つながりを考える力）

自然界の事象をはじめとして、世界で生じる様々で複雑な事象の因果関係について思考し、説明すること。（事実とその要因を結び付けて、論理的に考える。話し合いをし、自分の考えを説明する。）

③未来志向型思考（未来を思い描く力）

現在の自分自身の生活と過去や未来の人々の生活を関連づけて考え、実現の可能な望ましい未来を描くこと。（伝統や文化から学ぼうとする。自分の未来に関わることとして考える。）

④問題対処のスキル（主体的な学び）

問題に取り組むために何をどうすべきかについて、自分で整理する技能（課題を設定し、その対応方法を自分で考える。社会的文化的知識や技能を活用して解決を図る。）

⑤行動のスキル（体験を通した学び）

持続可能な発展を実際に推進するための技能。（自ら進んで行動する。実際に体験し、役に立つ技能を修得する。）

⑥コミュニケーションのスキル（交流を通した学び）

感情・意思・情報などを伝達しあうための技能。（多様な人たちと関わる語学力、情報処理能力、人間関係形成能力。コミュニケーション能力・プレゼンテーション力）

参 考

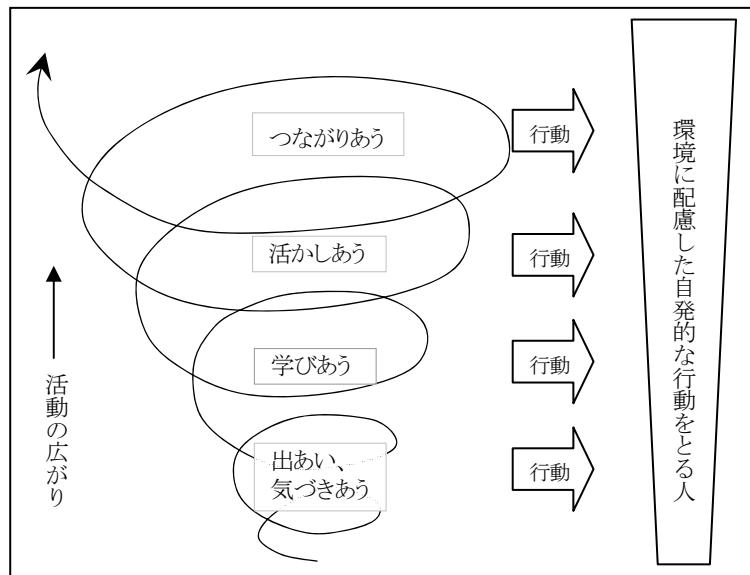
参考

県民の方々がすぐに環境学習の第一歩を踏み出せるよう、また、すでに環境学習を実施している方が自身の学習段階を把握し、これから活動にすぐに活かせるよう、学びの段階に合わせて様々な施策を整理し直したものです。

4つの学びの段階における具体的な取組

環境学習の4つの段階（「出あい・気づきあう」、「学びあう」、「活かしあう」、「つながりあう」）について説明します。この一連の流れで環境学習を進めることで、環境問題に気づき、理解が深まり、そして、多様な人々が連携・協働して活動の幅を広げることで、環境保全活動などの自発的な行動に結びついていくと考えます。

図9 4つの学びの段階による環境学習推進イメージ



1 出あい、気づきあう

今日の環境問題は私たちの生活や社会活動と密接な係わり合いがあります。したがって、私たち一人ひとりが環境について考え、行動しなければ解決しません。私たち一人ひとりの環境に対する意欲を環境保全活動に結びつけていくためには、きっかけが必要です。そのきっかけとして、身近な自然に出あい、環境と暮らしの関わり合いに気づき、理解し、できることから共に環境学習の第一歩を踏み出すことが大切です。

(1) 自然の楽しさ、大切さに出あう

里山や海岸などにおいて自然の豊かさや多様さを体験することは、私たちが自然の中で生きている存在であることを実感できる貴重な機会です。

また、子どもの時期に自然体験をすることは、自然に対する感性や、環境を大切に思う心を養うことになり、人と環境との関わりについて関心と理解を深める基礎となります。

一方、農林水産業の体験は自然とふれあいながら、人々の暮らしに必要な食や自然の恵みの大切さを理解する貴重な機会となります。

このため、県内の多様な自然体験や農林水産体験などをとおした環境学習に参加することが期待されます。

＜各主体に期待される主な取組＞

- ・県民：各主体が実施する自然体験や農林水産体験の講座に参加する。
- ・事業者：C S Rとして地域に対して自然体験や農林水産体験の講座を開催する。また、農林水産業者は職業体験の場を提供したり、講師として指導したりする。
- ・N P O：自然体験や農林水産体験の講座を開催したり、講師を派遣したりする。
- ・市町村：自然体験や農林水産体験の講座を開催する。
- ・学校等：幼稚園・保育所・認定子ども園では日々の活動の中で、小学校では総合的な学習の時間や修学旅行・遠足といった特別活動等の中で自然体験や農林水産体験を実施する。

＜県の推進する主な施策＞

①自然観察会や自然体験等の実施

自然とふれあい、自然の豊かさ・多様性・大切さを知ることを目的とした自然観察会や自然体験活動等を実施します。

②農林水産業の体験学習の実施

自然の大切さ、恵みを実感できる田植え、間伐、地引網等といった農林水産業をとおした体験学習の機会の提供を推進します。

（2）暮らしと環境との関係に気づく

私たちの暮らしや社会経済活動は、食糧、水、エネルギー、資源など様々なものを消費することで成り立っています。これらのものを生産、あるいは消費する過程等で、私たちは環境に大きな負担をかけており、地球温暖化や生物多様性の減少、廃棄物問題など様々な環境問題の原因となっています。このため、私たち一人ひとりがこうした状況を自らの問題としてとらえ、環境に配慮した行動がとれるよう環境に関するイベントや取組に参加することが期待されます。

＜各主体に期待される主な取組＞

- ・県民：各主体が実施するイベント等に参加し、気づいたことを家族と共有する。
- ・事業者、N P O、市町村：環境に関するイベント等を開催したり、出展したりする。
- ・学校等：学校等の日常生活で、児童生徒に環境に配慮した行動を取り組ませる。

＜県の推進する主な施策＞

①環境をテーマとしたイベントの開催

県民の方々に環境について気づき、関心を持っていただくため、環境に関する各種のイベントを開催します。

地球温暖化防止、自然環境保全、水環境改善、ごみゼロ、E S Dなどをテーマとしたイベントや講演会等の開催を促進します。

②廃棄物処理施設・下水処理場等への見学会の実施

家庭からでたごみや汚水がどのように処理あるいはリサイクルされていくかを、実際に見ることで環境と暮らしとのつながりを実感してもらうための見学会の開催を促進します。

③グリーン購入に関するイベント等を開催促進

環境への負荷を軽減するよう配慮され製造された製品や、輸送や製造にかかるエネルギーの少ない地元で生産された商品を購入するなど、環境について考えながら買い物をするグリーン購入を進めるため、キャンペーンを開催します。

(3) 環境学習等に関する情報の共有

現在、事業者、NPO、行政等の様々な主体が環境学習や環境保全活動等を実施していますが、こうした情報を把握している人は多いとは言えず、参加も十分ではありません。また、環境調査に関するデータ等も多く発信されていますが、環境学習に十分に活用されているとは言えません。

このため、一人でも多くの県民の方が環境学習や環境保全活動に関する情報や環境調査に関するデータ入手し、積極的に参加・活用することが期待されます。

<各主体に期待される主な取組>

- ・県民：各主体が発信している環境学習や環境保全活動等に関する情報を広報やインターネットで収集し、積極的に参加する。
- ・事業者：CSR活動の報告を冊子やインターネットで周知するとともに、地域で開催する環境学習や環境保全活動等を県や市町村やNPOに情報提供することで広く周知する。
- ・NPO：自身の活動を広く発信するとともに、各地で行われている環境学習や環境保全活動等の情報を収集・提供する。
- ・市町村：広報やホームページで各主体が実施する環境学習や環境保全活動等の情報を収集・提供する。
- ・学校等：各主体が提供している環境学習や環境保全活動等に関する情報を積極的に収集し、授業に活かすとともに、実践例等の情報を積極的に発信する。

<県の推進する主な施策>

①インターネットによる環境学習情報等の提供

「あいち環境学習情報ライブラリー」等の本県のホームページを利用して環境学習や環境保全活動に関するイベントや講座、自然体験ができる場所等の情報を提供するとともに、「あいちの環境」において環境調査事業等の結果を公表します。

また、事業者の環境保全活動等に関する情報を本県のホームページ「環境分野における企業の社会貢献活動ウェブサイト」により提供します。

②環境白書等の環境に関する冊子の作成・提供

環境白書をはじめ、環境に関する様々な情報を提供し、環境学習や環境活動等に関心を持つていただける冊子等を作成・提供します。

2 学びあう

この段階では、「出あい・気づきあう」の段階において関心を持ち、理解したことについて、更に学習することで、問題を解決する能力を身につけ、具体的な行動へと移すことが求められます。

地球温暖化や生物多様性の減少などの地球環境問題は深刻さを増しており、このままでは、私たちの子孫の暮らし很大程度に影響を受ける恐れがあります。

こうした環境問題は、私たちの日々の暮らしや社会経済活動が環境に負荷をかけており、巡り巡って地球環境に大きな影響を与えていていることが原因となっています。このため、社会を構成するすべての人々が、地球環境のことを考え、持続可能な社会づくりのために必要な能力等を身につけ、具体的な行動の中で環境への負荷を減らす取組を進めていくことが必要です。

こうしたことを理解し対応を学ぶための環境学習は継続的・発展的に進める必要があります。そのために、学校等・地域・職場のそれぞれにおいて環境学習を推進するほか、多様な専門分野の指導者の活用や、環境学習プログラムの提供等が重要です。

(1) ESDの視点の導入

持続可能な社会づくりを推進するため、ESDの視点の導入が求められています。ESDとは、Education for Sustainable Development の略で、「持続可能な開発のための教育」と訳され、一人ひとりが、世界中の人々だけでなく将来世代まで含めたすべての人と、また環境と、関わり合いながら生きていることを認識し、将来にわたって環境・経済・社会がバランスのとれた世界を目指して行動できる人材を育てるための教育です。

これまでの環境学習に上記のような人材を育成するための要素を加えることで、学習の幅が広がったり、学習の意義が高またりします。（詳細は別紙1・2を参照。）

このため、学校だけでなく、地域や社会といった様々な場でESDの視点を導入することが重要です。

(2) 学校等による環境教育の推進

学校においては2011年（平成23年）度から実施されている小学校学習指導要領では、各教科で環境に関する記述が増えるなど、これまで以上に環境教育を充実することとなりました。同様に、2012年（平成24年）度から実施されている中学校、2013年（平成25年）度から実施される高等学校の学習指導要領でも、環境教育の重要性がますます高まっています。

また、環境教育は生徒の発達段階に応じ、継続的・発展的に進めるとともに、自然体験や生活体験など実体験を伴う体験学習を実施することが必要です。体験学習などは学校単独では実施が難しいこともあります、地域の県民、事業者、NPO、行政等との連携を図りながら進めることができます。

なお、公害の歴史の紹介や現在の環境問題など、安全・安心に暮らせるための環境教育も求められます。

このほか、環境教育に関わる教員の資質の向上や、環境教育の教材やプログラムの提供等と

といった支援も重要です。

＜各主体に期待される主な取組＞

- ・県民：子どもが学校で学んできたことを家庭内でも実施する。また、学校が実施する地域ぐるみの環境教育に参加・協力する。
- ・事業者：環境技術等を活かして学校で発展的・専門的な環境学習を実施する。
- ・N P O：学校と連携・協働して自分が持つノウハウ等を活かした発展的・専門的な環境学習を実施する。
- ・市町村：環境学習の出前授業等を実施する。また、その際、E S Dの視点を取り入れる。
- ・学校等：小中学校・高等学校等においては、総合的な学習の時間、特別活動、各教科において環境教育を実施する。その際、環境教育にE S Dの視点を導入するとともに、ユネスコスクールへの加盟を推進する。また、大学においては小中学校・高等学校等と連携して発展的・専門的な環境教育を児童生徒に対して実施する。

＜県の推進する主な施策＞

①環境教育の実施

実体験や実験等を多く含んだ、楽しみながら学べる各種環境学習講座を事業者、N P O、行政と連携・協働して実施します。

②学校におけるE S Dの導入

「E S Dに関するユネスコ世界会議」の開催を契機に、世界とのつながりを意識しながら、地球規模の諸問題に対処できる人づくりを目指して、県内の学校に対し、E S Dの推進拠点となるユネスコスクールへの加盟を促進するとともに、子どもたちがE S Dについて議論したり、世界に向けて発信したりする機会を設けることを検討します。

また、ユネスコスクールが地域のE S D推進拠点となることで、学校を中心に地域の環境保全活動がつながり、地域全体で活動が活性化されることが期待されます。

③環境教育に関わる教員の研修

環境教育は教科横断的に実施されることが望ましいことから、幅広い教員を対象とした研修会の開催や、教員が環境学習等を実施しているN P O等の多様な主体と交流できる機会の提供を推進します。

また、より効果的な研修体系や研修方法による教員研修の充実を図ります。

④環境教育教材・プログラムの提供等

教科横断的で体験活動を重視する環境教育を学校単独で取り組むには限界があります。このため、県民、事業者、N P O、行政等が協力し作成した体系的な教材を授業で取り入れたり、事業者、N P O、行政等が提供するプログラムを総合的な学習の時間等で実施したりします。

⑤その他環境教育の支援

環境教育は理科などの基礎的な教科でないことから、総合的な学習の時間や特別活動等の中で多く実施されています。こうした状況のもと、環境教育を更に推進するため、県立高校に設置した自然科学や環境に関する系列・コースにおける実践や、地域における環境保全活動への参加など地域に根ざした学校づくりを推進します。

また、学校と協働して環境教育を実施している主体に対し補助金を交付する財政的な支援や、表彰・コンクール等を活用した環境教育の促進など、様々な方法で環境教育の支援を図ります。

(3) 地域における環境学習の推進

地域においては、事業者、NPO、行政等の様々な主体が、子どもから大人まで様々な人々に対して環境学習を実施しています。しかし、持続可能な社会を目指すためには、より多くの方の参加や、一人ひとりの環境に対する意識の更なる向上が求められています。

そこで、地域の資源を学習教材として活用した特色ある環境学習や発展的・専門的な環境学習を開発するとともに、多様な体験活動の場や機会の充実を図ることが大切です。

さらに、本県では、2014年（平成26年）に「ESDに関するユネスコ世界会議」が開催されることから、これを機に持続可能な社会づくりを目的としたESDの視点を様々な学習の場で取り入れることで、効果的な環境学習を進めることができます。

＜各主体に期待される主な取組＞

- ・県民：環境学習講座や環境保全活動等に参加する。また、指導者養成講座等を受講して、指導者を目指す。
- ・事業者：CSRの一環として、環境技術等を活かして地域で発展的・専門的な環境学習等を実施する。
- ・NPO、市町村：環境学習講座や指導者等育成講座を開催する。また、講師を派遣する。なお、その際、ESDの視点を積極的に取り入れる。
- ・学校等：家庭生活において環境に配慮した行動を促す。また、授業の一環として地域の環境保全活動等に参加する。

＜県の推進する主な施策＞

①環境学習の実施

発展的・専門的で実体験を中心とした、環境学習講座を事業者、NPO、行政と連携・協働して実施します。

・地球温暖化に関する講座の開催

日々の暮らしと地球温暖化と関連していることを理解し、CO₂削減につながるエコライフや再生可能エネルギー・新エネルギー等を学習する機会を提供します。

- ・水循環に関する講座の開催

水生生物や水質の調査をとおして、家庭や事業場からの排水が身近な河川や海、生き物に影響を与えていることを理解し、生活排水対策等を学習する機会を提供します。

- ・資源循環や廃棄物に関する講座の開催

日常生活において発生する廃棄物が環境に影響を与えていていることを理解し、廃棄物の発生抑制や資源循環について学習する機会を提供します。

- ・買い物や食に関する講座の開催

ものやサービスを買う時に必要な分だけ買う、環境負荷の小さいものを買うというグリーン購入や、旬の時期に地域で生産されたものを地域で消費（食べる・利用する）し、生産や輸送にかかるエネルギーを節約する地産地消など、環境に配慮した買い物に関する学習の機会を提供します。

また、自然の恩恵や資源の大切さについて理解し、環境や資源に配慮した食生活を実践する食育を学習する機会を提供します。

②環境学習指導者の養成

地域の様々な場所で今以上に環境学習が行われるよう、自然観察指導員をはじめ様々な環境学習指導者の養成を促進します。

③環境学習教材・プログラムの提供等

地域において継続的・発展的に環境学習を実施できるようにするために、教材やプログラムの提供等を推進します。

④世界会議及びE S D等の普及啓発

イベントの開催等による「E S Dに関するユネスコ世界会議」及びE S Dについての普及啓発を推進するとともに、各団体の取組事例の紹介等により E S Dの取組を推進します。

⑤その他環境学習の支援

地域において環境学習や環境保全活動を実施している団体に対する財政的支援や表彰・コンクールによる環境学習の促進など、様々な形で支援します。

(4) 職場における環境学習の推進

職場において環境学習を実施することは、その職場からの環境負荷を低減するだけでなく、その職場で取り組まれている事業をより環境に良いものとし、製品・サービスのライフサイクル全体にわたる環境負荷を低減することにつながります。ひいては持続可能な経済システムを構築していくうえでの基盤となります。

また、事業者が持つ環境に関する技術を活かして、C S Rの一環として地域に対して発展的・専門的な環境学習を実施することも求められます。

なお、職場において環境学習を実施することにより、その社員・職員が家庭や地域でそれを広めることにより、より広い取組につながることも期待されます。

＜各主体に期待される主な取組＞

- ・事業者、市町村：環境マネジメントシステムを適正に運用する。廃棄物の減量化・資源化や再生可能エネルギーの利用について推進する。環境経営や環境学習等について専門家の意見を取り入れ効果的に推進する。社員・職員は職場で受けた環境学習を家族で共有し、家族で環境に配慮した行動をとる。
- ・N P O：事業者が実施する社員教育に講師を派遣する。

＜県の推進する主な施策＞

①社員・職員に対する研修等の促進

事業者において社員への環境学習を促進するとともに、市町村職員に対しても、環境に関する専門的な知識の習得を目的とした研修を実施します。

また、県職員の採用時や昇進・異動時などの研修に環境学習を実施します。

②環境マネジメントシステムに関する情報の提供と適切な運用

事業活動における環境負荷の低減を促進する環境マネジメントシステムの導入・活用を促進します。

③社員・職員に対する自発的な環境保全実践活動の推進

企業の社会的責任（C S R）の一環として職場において環境保全等のボランティア活動を促進します。また、県においても職員がボランティア活動に取り組みやすい環境の整備を進めます。

④環境学習教材・プログラムの提供等

環境学習をどのように行えばよいかノウハウが不足している事業者や市町村に対して、環境学習教材やプログラムの提供等により支援します。

3 活かしあう

環境学習や環境保全活動等が進み、対応する課題が大きくなると、技術や経験等の不足から、単独の主体では対応・解決することができなくなることがあります。そこで、異なる主体と連携・協働し、知識、経験、能力、資源等を「活かしあう」ことで解決することができます。様々な問題が複雑に絡み合う現代社会では、主体間の連携・協働の一層の推進が不可欠です。

なお、連携・協働はお互いの信頼関係が重要であるため、連携・協働における考え方や役割分担の明確化と連携・協働を促進する仕組みが必要です。

(1) 協働取組の実施

分野横断的な環境学習を発展的に推進するためには単独の主体では限界があります。県民、事業者、NPO、行政等の各主体が異なる得意分野を活かし、相互に協力して取り組むことによって学びの質や効果を高めることができます。

＜各主体に期待される主な取組＞

- ・県 民、事業者、NPO、市町村：それぞれの特徴を活かし、相互に連携・協働して、学校や地域における環境学習や環境保全活動を実施する。
- ・学校等：総合的な学習の時間等において発展的・専門的な環境学習を進めるため、事業者、NPO、行政等と連携・協働する。

＜県の推進する主な施策＞

①協働取組の実施

事業者やNPO等が協働して森林整備・水質モニタリング・生態系ネットワーク形成等の環境保全活動や環境学習等を実施する事業を推進します。

また、行政の施策において、計画段階から多様な主体が参加できるような事業を推進します。

(2) 協働取組の促進

多様な主体による協働取組を促進するためには、環境学習や環境保全活動を実施している団体に関する情報を提供できる窓口やホームページ、各主体のマッチングや調整等の業務を行うコーディネーターの存在が重要です。

また、協働取組を効果的に実施するためには、相互理解・信頼醸成すること、各主体が対等な立場にあることを認識するとともに、各主体の役割分担を明確化するなどの仕組みづくりが重要です。

＜各主体に期待される主な取組＞

- ・事業者：多様な主体との連携・協働を推進する社内の体制を整える。連携・協働事例を市

町村や県等に情報提供する。

- ・N P O : 多様な主体との連携・協働を推進するためコーディネーターとして活躍する。連携・協働事例を市町村や県等に情報提供する。
- ・市町村 : 多様な主体との連携・協働を推進する市町村内の体制を整える。地域に密着したコーディネーターの設置に努める。市町村が把握しているコーディネーターや協働取組事例について県と情報を共有する。
- ・学校等 : 多様な主体との連携・協働を推進する学校内の体制を整える。

＜県の推進する主な施策＞

①インターネットによる協働取組を促進する情報の提供

本県のホームページである「あいち環境学習情報ライブラリー」等において、環境学習指導者や環境学習を受けられる場、環境保全活動を実施している団体等の情報のほか、環境学習における各主体の協働取組の実践事例も収集・提供します。

また、「あいちの学校連携ネット」では、大学で行われる高校生向けの公開講座に関する情報、大学生を対象とした小中学校における学習支援ボランティアに関する情報などの大学と小中学校・高等学校等とのマッチングを促進する情報を提供し、大学と小中学校・高等学校が連携した環境学習等の推進を図ります。

②コーディネーターの設置等

「あいち環境学習プラザ」にコーディネーター等を設置することで、事業者、N P O、学校等からの要望に応じ、連携・協働に関する相談業務や連携・協働先の紹介、マッチング業務を実施することで各主体の橋渡しを推進します。

また、新たなコーディネーターの育成にも努めます。

③協働促進のための仕組みづくりの支援

「あいち協働ルールブック 2004」の趣旨を踏まえて、協働取組を進めるとともに、より良い協働取組を進めるため、「愛知県環境教育等推進協議会」を中心に各主体が議論し、協働取組のガイドラインづくりの促進を図ります。

4 つながりあう

持続可能な社会を形成するためには、より多くの人の協力が必要です。

「活かしあう」で連携・協働した人たちだけでなく、異なる地域や立場で活動している人たちと「つながりあう」ことにより、従来の活動に対し新たな視点が加わったり、活動の場や範囲が広がったり、活動に賛同する人が増えたりして、社会に対する影響力が強くなります。

このように多様な主体が「つながりあう」中で、新たな「出あい・気づきあい」が生まれ、この流れが繰り返されることで、持続可能な社会の形成に向けた大きなうねりとなることが期待できます。

そのため、こうした異なる地域や立場の主体の連携・協働が一層推進する必要があります。

(1) 環境学習施設の連携

「あいち環境学習プラザ」や「もりの学舎」をはじめ、県内にある環境学習施設はそれぞれが独自の環境学習教材やプログラムを有し、様々な環境学習を実施しています。しかし、同時に企画・運営・設備面で共通した悩みを持っていることから、連携しネットワーク化することで、経験・ノウハウ・情報を共有でき、各施設における環境学習の質の向上が期待されます。

<県の推進する主な施策>

①環境学習施設の連携

県内にある環境学習施設が参加している「愛知県環境学習施設等連絡協議会」において各施設間の情報交換や連携強化に取り組み、各施設の環境学習等の推進を図ります。

また、これまで「愛知県環境学習施設等連絡協議会」に加盟していない環境学習施設に対し参加を呼びかけます。

(2) 異なる環境や立場の人の交流事業の促進

都市と農山漁村、上流と下流、生産者と消費者といった異なる地域や立場の人が交流し、つながりあうことで、対話や協働が促進され、各主体の活動の範囲が広がるとともに、活動が活性化されます。

<各主体に期待される主な取組>

- ・県 民：各主体が実施する異なる環境や立場の主体が交流できる環境学習等に関するイベントに参加する。
- ・事業者、N P O、市町村：異なる環境や立場の主体が交流を図ることができる環境学習等に関するイベントを開催する。
- ・学校等：大学生が大学で学んだ環境保全に関する知識や体験を地域の人々や子どもたちに伝えるサービスラーニングを実施する。

＜県の推進する主な施策＞

①環境学習等を実施する主体をつなげる場の提供

環境学習や環境保全活動を実践している主体がお互いの取組を発表したり報告したりして、各主体がつながりあう交流会や協議会といった場の提供を推進します。

②地産地消事業等による生産者、販売者、消費者のネットワーク化

地産地消や環境に配慮した製品の購入など、消費における環境負荷を低減するため、生産者、販売者、消費者が課題を出し合い、議論することができるような場を提供します。

(3) ESDに関する世界会議を契機とした環境学習の取組促進

本県では、2014年（平成26年）に「ESDに関するユネスコ世界会議」が開催され、日本が提唱し、国連総会で決議された「国連ESDの10年」※の各国のESDに関する取組の成果を取りまとめるとともに、今後の取組について話し合われます。

ESDの内容としては環境だけでなく、人権・エネルギー・防災・世界遺産・国際理解など、様々な分野が含まれており、学校においてもESDの導入が積極的に進められています。

中でも、環境はESDの重要なテーマであることから、これを契機にESDの視点を導入した環境学習をより一層推進することが期待されます。

※ 「国連ESDの10年」とは、ユネスコを推進機関として、世界中でESDをもとにした人づくりを積極的に推進する強化期間(2005年（平成17年）から2014年（平成26年）までの10年間)のことです。なお、ESDに関するユネスコ世界会議では、この間の活動を振り返り、2014年以降の方策についての議論を行います。

＜各主体に期待される主な取組＞

- ・県民：各主体が実施するESD関連事業に参加し、ESDに関心を持つとともに、より多くの人に広める。
- ・事業者：社員教育や地域への環境学習においてESDの視点を取り入れる。
- ・NPO：自身の活動へのESDの視点の導入と、ESDの普及啓発を推進する。
- ・市町村：ESDの普及啓発。主催する環境学習等の講座にESDの視点を導入する。
- ・学校等：授業にESDの視点を取り入れる。ユネスコスクールへの加盟を推進する。

＜県の推進する主な施策＞

①世界会議及びESD等の普及啓発（再掲）

イベントの開催等による「ESDに関するユネスコ世界会議」及びESDについての普及啓発を推進するとともに、各団体の取組事例の紹介等によりESDの取組を推進します。

②学校におけるESDの導入（再掲）

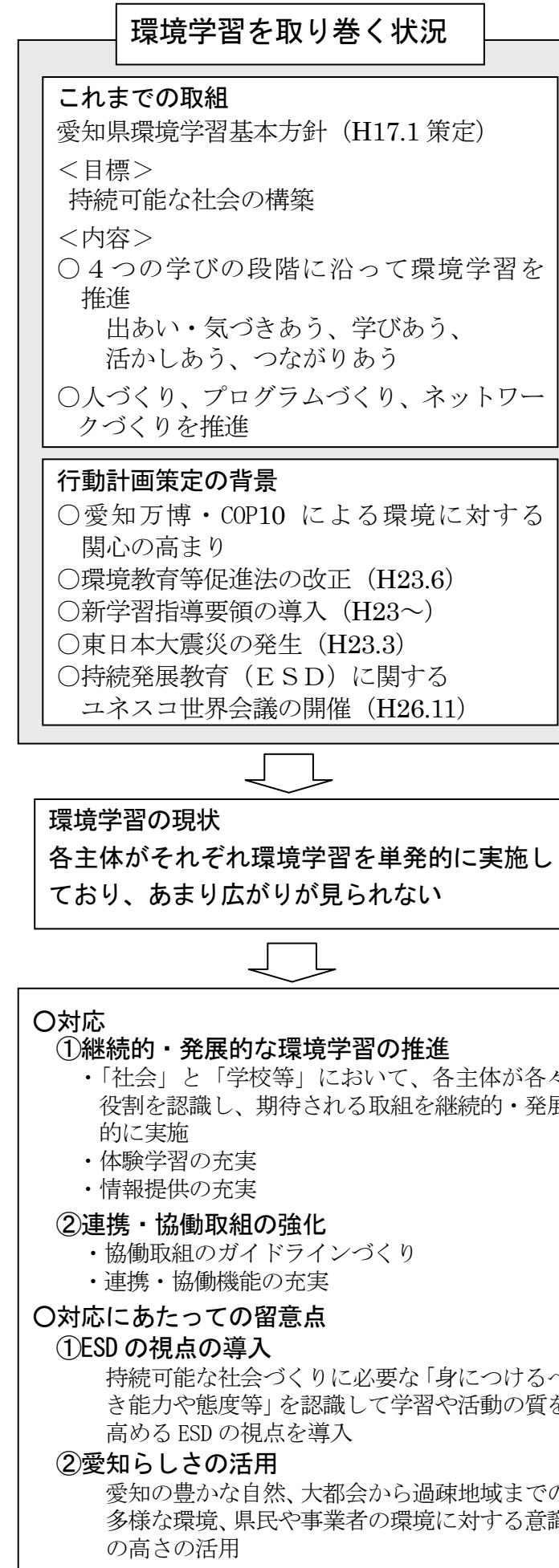
「ESDに関するユネスコ世界会議」の開催を契機に、世界とのつながりを意識しながら

ら、地球規模の諸問題に対処できる人づくりを目指して、県内の学校に対し、E S Dの推進拠点となるユネスコスクールへの加盟を促進するとともに、子どもたちがE S Dについて議論したり、世界に向けて発信したりする機会を設けることを検討します。

また、ユネスコスクールが地域のE S D推進拠点となることで、学校を中心に地域の環境保全活動がつながり、地域全体で活動が活性化されることが期待されます。

資 料

愛知県環境学習等行動計画の概要



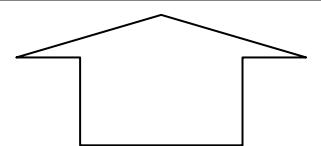
＜各主体の取組と3つの柱からなる施策の展開＞

主 体	期待される主な取組	県の推進する主な施策
I 社会における環境学習の推進	県民	<ul style="list-style-type: none"> ① 各主体が実施している環境学習講座や環境保全活動への参加 ② 県内外・省資源型の暮らしの実践 ③ エコハサウエーブル商品、地産地消などの商品の購入時に環境負荷を考慮するグリーン購入の実践 ④ 家庭における環境学習の推進
	事業者	<ul style="list-style-type: none"> ① ライフサイクルの視点で環境に配慮した商品・サービスの提供や環境マネジメントシステムの導入・実施 ② 社員教育の中での環境教育の実施 ③ 多様な主体と連携・協働した環境学習の実施
	NPO	<ul style="list-style-type: none"> ① 地域における環境保全活動及び環境学習の実施 ② 学校・事業者・行政との連携・協働による環境学習の実施
	行政	<ul style="list-style-type: none"> ① 県内全域を対象とした環境学習に関する行動計画の策定及び推進 ② 環境、環境学習及び各主体の活動等に関する情報の収集・提供 ③ 環境学習を行う市町村や各主体への支援 ④ 県内環境学習施設の連携の充実 ⑤ 環境学習指導者や各主体間の調整者の育成 ⑥ 環境学習の充実
	II 学校等における環境教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ① 発達段階に応じた環境教育の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・実体験を伴う体験学習の実施 ・多様な主体と連携・協働した環境教育の実施 ② 環境における安全・安心教育の充実 ③ 環境教育に係る教員の研修 ④ ESDの取組の強化
	III 連携・協働の強化	<ul style="list-style-type: none"> ① 協働取組のガイドラインづくり <ul style="list-style-type: none"> 協働取組のガイドラインづくり、各主体間の協働取組の促進、行政間の連携強化、行政内部の連携強化 ② 連携・協働機能の充実 <ul style="list-style-type: none"> 「情報でつなぐ」：本県のホームページ「あいち環境学習情報ライブラリー」等による情報提供機能の充実 「人でつなぐ」：コーディネーターによる各主体間の調整機能の充実 「場でつなぐ」：愛知県環境教育等推進協議会における交流の場の提供
環境学習の推進体制 : 愛知県環境教育等推進協議会		

目指す愛知の姿

脱地球温暖化、資源循環及び自然共生といった取組が進み、県民が将来にわたり健康で安全・安心して暮らせる環境が確保された

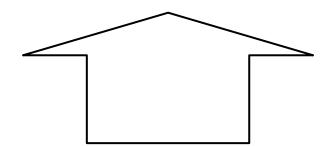
「持続可能な社会」



目的

環境面で持続可能な社会を支える人づくり

自らが持続可能な社会づくりに関する高い意識を身につけ、自らの価値観により意思を決定し、行動を変革していくことができる人づくり



参考 4つの学びの段階に応じた施策の整理

県民の方々がすぐに環境学習に活かせるよう4つの学びの段階に応じて具体的な施策を整理したもの

愛知県環境学習等行動計画の策定経過

平成 24 年 7月 4 日 (水)	第1回 愛知県環境教育等推進協議会 行動計画の策定の方向性について検討 愛知県環境教育等推進協議会 第1回ワーキンググループ 行動計画の骨子について検討
8月 6 日 (月)	愛知県環境教育等推進協議会 第2回ワーキンググループ 行動計画の基本的事項等について検討
11月 20 日 (火)	愛知県環境教育等推進協議会 第3回ワーキンググループ 愛知県環境学習等行動計画（素案）について検討
11月 26 日 (月)	第2回 愛知県環境教育等推進協議会 愛知県環境学習等行動計画（素案）について検討
12月 21 日 (金) ～ 平成 25 年 1月 22 日 (火)	県民意見募集（パブリック・コメント）
2月 5 日 (火)	愛知県環境教育等推進協議会 第4回ワーキンググループ 愛知県環境学習等行動計画（案）について検討
2月 7 日 (木)	第3回 愛知県環境学習等推進協議会 愛知県環境学習等行動計画（案）について検討
2月 27 日 (水)	愛知県環境学習等行動計画の策定・公表

愛知県環境教育等推進協議会開催要領

(目的)

第1条 愛知県環境教育等推進協議会（以下「協議会」という。）は、環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律第8条に基づく、愛知県の自然的・社会的条件に応じた環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する行動計画（以下「行動計画」という。）の作成に関する協議及び行動計画の実施に係る連絡調整を行うとともに、協議会構成員が行動計画の実施に関し、相協力して、環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に努めることを目的とし、開催する。

(所掌事項)

第2条 協議会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 行動計画の作成に関する協議及び行動計画の実施に係る連絡調整を行い、行動計画の作成事項は以下のとおりとする。
 - ① 環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する基本的な事項
 - ② 環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関し実施すべき施策に関する事項
 - ③ その他環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する重要な事項
- (2) 行動計画の実施に関し、相協力して、環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組を推進する。

(組織)

第3条 協議会は、別表1の委員をもって構成する。

- 2 委員の任期は、二年以内とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 前項の委員は、再任されることができる。
- 4 協議会には会長及び会長代理を置き、会長は委員の互選によって定め、会長代理は会長が指名する。
- 5 会長は、会議を総括し、会議の進行にあたる。
- 6 会長代理は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第4条 協議会の会議は、会長が召集し、議長となる。

- 2 会議には、必要に応じ、委員以外の者の出席を求めることができる。
- 3 会議は、公開とする。
- 4 会議終了後に会議録を作成し、5年間保存する。

(ワーキンググループ)

第5条 協議会は、「行動計画」の具体的な内容を検討するためワーキンググループを設置する。

- 2 ワーキンググループは、別表2の委員をもって構成する。

3 ワーキンググループには座長及び座長代理を置き、座長は委員の互選によって定め、座長代理は座長が指名する。

4 座長は、ワーキンググループの会議を総括し、会議の進行にあたるとともに、ワーキンググループにおける検討事項の経過等について、協議会に報告する。

5 ワーキンググループの会議は、座長が召集し、議長となる。

(庶務)

第6条 協議会及びワーキンググループに関する庶務は、環境部環境活動推進課において処理する。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、会議の運営に必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要領は、平成24年7月4日から施行する。

(平成25年2月1日時点)

別表 1

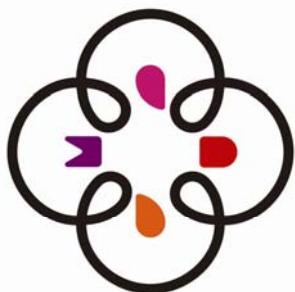
区分	氏名	職名
県又は市町村	にしかわ ようじ 西川 洋二	愛知県環境部長
	やまうち みちお 山内 道夫	瀬戸市市民生活部環境課長
	きむら たかし 木村 孝士	武豊町厚生部環境課長
県の教育委員会	いわま ひろし 岩間 博	愛知県教育委員会学習教育部長
学校教育及び社会教育の関係者	いなか ひろし 井中 宏史	愛知県立一宮南高等学校長
	すずき つねお 鈴木 恒男	学校法人名城大学名城大学附属高等学校長
	あいかわ よしのぶ 合川 嘉信	豊橋市立章南中学校長
	まきはら とうご 牧原 東吾	愛知県私立幼稚園連盟常任理事
	あまの あきのり 天野 明典	愛知県教育委員会生涯学習課社会教育グループ主幹
県民、民間団体、学識経験者	あさの ちえみ 浅野 智恵美	環境カウンセラー
	しのだ ようさく 篠田 陽作	ネイチャークラブ東海 代表
	しんかい ようこ 新海 洋子	NPO法人ボランタリーネイバーズ 理事
	はつとり まさお 服部 雅夫	環境パートナーシップ・CLUB副幹事長 (東邦ガス株式会社環境部長)
	ももせ のりこ 百瀬 則子	ユニー株式会社 業務本部 環境社会貢献部 部長
	ちかみ さとし 千頭 聰	学校法人日本福祉大学国際福祉開発学部教授
	すぎうら じゅんきち 杉浦 淳吉	国立大学法人愛知教育大学教育学部准教授

別表 2

区分	氏名	職名
県又は市町村	さかい よしのぶ 酒井 祥亘	愛知県環境部環境活動推進課長
県の教育委員会	うかい よういち 鵜飼 洋一	愛知県教育委員会生涯学習課社会教育主事
学校教育及び社会教育の関係者	どい あつこ 土井 温子	学校法人名城大学名城大学附属高等学校教諭
	かとう よしこ 加藤 佳子	扶桑町立高雄小学校教諭
県民、民間団体、学識経験者	あさの ちえみ 浅野 智恵美	環境カウンセラー
	しのだ ようさく 篠田 陽作	ネイチャークラブ東海 代表
	かわぐち ひでお 河口 秀夫	環境パートナーシップ・CLUB 次世代交流文科会事務局 (東邦ガス株式会社環境部次長)
	すぎうら じゅんきち 杉浦 淳吉	国立大学法人愛知教育大学教育学部准教授

愛知県環境学習等行動計画
－環境面で持続可能な社会を支える人づくり－

平成25年2月作成
愛知県（環境部環境活動推進課）
〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号
TEL 052-954-6208（ダイヤルイン）
FAX 052-954-6914
ホームページ <http://www.pref.aichi.jp/kankyo/>



ESD
AICHI-NAGOYA

